



年企発 0 1 1 1 第 1 号
平成 3 0 年 1 月 1 1 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
（公印省略）

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う
企業年金関係通知の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）の一部、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 29 年政令第 292 号）、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 134 号）及び確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格（平成 29 年厚生労働省告示第 360 号）が平成 30 年 5 月 1 日より施行されるところです。

これに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）及び「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」（平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号）について、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 のとおり改正し、平成 30 年 5 月 1 日より適用することとしましたので、よろしくお取り計らうようお願いいたします。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）新旧対照表

新			旧		
<p>(別紙 1)</p> <p>承認要件等</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 3 条第 2 項第 6 号及び第 6 条第 1 項第 9 号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、<u>企業型年金規約の条文中他の規定を引用している場合におけるその引用された規則・規程等</u>であること。</p> <p>(削る)</p> <p>(※) 「法」とは、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）、「令」とは、確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）、「規則」とは、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）をいう。</p>			<p>(別紙 1)</p> <p>承認要件等</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第三条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、<u>以下の内容に関する書類</u>であること。</p> <p>① <u>厚生年金適用事業所に使用される法第 3 条第 1 項又は同条第 3 項第 6 号に規定する第一号等厚生年金被保険者（以下「第一号等厚生年金被保険者」という。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</u></p> <p>② <u>運営管理機関の選任理由（事業主が自ら運営管理業務の全部を行う場合を除く。）</u></p> <p>③ <u>厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類</u></p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則第六条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、<u>以下の内容に関する書類</u>であること。</p> <p>① <u>運営管理機関を変更する場合、変更後の運営管理機関の選任理由（変更により事業主が自ら運営管理業務の全部を行う場合を除く。）</u></p> <p>② <u>実施事業所の増加（事業所の名称のみが追加となる場合を除く）の場合、当該増加する事業所が、厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類並びに労働組合等と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</u></p> <p>(新設)</p>		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第 3 条第 3 項	第 3 条第 3 項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（60 歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、60 歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であつた者で 60 歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該企業型年金規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち 60 歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業	法第 3 条第 3 項	第 3 条第 3 項に掲げる事項が定められていること	・規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（60 歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、60 歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であつた者で 60 歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち 60 歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業

<p>1. 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所</p> <p>2. 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の名称及び所在地</p> <p>2の2. 簡易企業型年金を実施する場合、その旨</p>	<p>・実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合には、あらかじめその旨について企業型年金規約に定められていること。</p>	<p>型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下「退職金共済」という。）又は退職手当制度であって資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の厚生年金適用事業所の事業主で行う場合は、各事業主の名称及び住所を記載すること。 ・厚生年金適用事業所であることがわかる書類（直近の資格取得届等）により、全て適用事業所の事業主であることを確認すること。 ・2以上の厚生年金適用事業所で行う場合は、各事業所の名称及び所在地を記載していること。 ・厚生年金適用事業所であることがわかる書類（直近の資格取得届等）により、全て適用事業所であることを確認すること。 <p>・簡易企業型年金の要件に適合していることを証する書類により、実施する企業型年金が以下の簡易企業型年金の要件を満たしていることを確認すること。</p> <p>実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が100人以下であること。（実施事業所が2以上ある場合、事業主が同一である2以上の厚生年金適用事業所において使用する企業型年金</p>	<p>1. 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所</p> <p>2. 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の名称及び所在地</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下「退職金共済」という。）又は退職手当制度であって資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の厚生年金適用事業所の事業主で行う場合は、各事業主の名称及び住所を記載すること。 ・厚生年金保険適用事業所であることがわかる書類（直近の資格取得届等）により、全て適用事業所の事業主であることを確認すること。 ・2以上の厚生年金適用事業所で行う場合は、各事業所の名称及び住所を記載していること。 ・厚生年金保険適用事業所であることがわかる書類（直近の資格取得届等）により、全て適用事業所であることを確認すること。 <p>(新設)</p>
---	---	---	--	-------------	--

<p>3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務</p> <p>4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（<u>確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む</u>）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務</p>	<p>(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。</p> <p>ア. 加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知 イ～エ. (略)</p>	<p><u>加入者の資格を有する者の総数が100人を超える場合は、要件に該当しないものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が行う業務が明記されていること。 <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が以下の点を考慮した上で<u>確定拠出年金運営管理機関等</u>を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 <p>①<u>確定拠出年金運営管理機関</u>については、もっぱら<u>企業型年金加入者等の利益の観点</u>から、運営管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容（<u>企業型年金加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会</u>があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。）<u>、手数料の額等</u>に関して、複数の<u>確定拠出年金運営管理機関</u>について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する<u>確定拠出年金運営管理機関</u>が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の<u>確定拠出年金運営管理機関</u>について評価することができない場合を除く。）</p> <p>②特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある<u>確定拠出年金運営管理機関</u>（<u>確定拠出年金運営管理機関</u>と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。</p>	<p>3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務</p> <p>4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務</p>	<p>(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。</p> <p>ア. 加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知 イ～エ. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が行う業務が明記されていること。 <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が以下の点を考慮した上で運営管理機関等を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 <p>①運営管理機関については、もっぱら加入者等の利益の観点から、運営管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容（加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ）、手数料の額等に関して、複数の運営管理機関について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する運営管理機関が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の運営管理機関について評価することができない場合を除く。）</p> <p>②特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある運営管理機関（運営管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。）を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。</p>
---	---	---	--	--	--

	<p>・事業主が運営管理業務を委託するときは、上記イとウの業務（個人型年金同時加入者の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）については、1の確定拠出年金運営管理機関において行うものであること。</p> <p>・委託する業務については、事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とするものであること。</p>	<p>③資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を確定拠出年金運営管理機関等に委託しているときは、委託先の機関等が「確定拠出年金制度について」（平成13年8月21日年発第213号）第3の1から5まで規定する内容及び方法に沿って、<u>企業型年金加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>確定拠出年金運営管理機関の行う業務が明記されていること。</u> ・委託先（再委託先）<u>確定拠出年金運営管理機関の名称・住所が、仮契約書の内容と合致していること。</u> ・委託（再委託）の業務が、仮契約書の内容と合致していること。 ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 ・<u>1人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち、運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定を2以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定以外の業務について2以上の確定拠出年金運営管理機関が行う場合にも、各確定拠出年金運営管理機関の役割分担や責任の所在が明確であること。</u> ・1人の企業型年金加入者等に係る運営管理業務の全部又は一部が、どの確定拠出年金運営管理機関も担当していないこととならないこと。 ・「加入者等に関する事項の記録、保存」（当該企業型年金に係るものに限る。）及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」（当該企業型年 		<p>事業主が運営管理業務を委託するときは、上記イとウの業務（個人型年金同時加入者の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）については、1の確定拠出年金運営管理機関において行うものであること。</p> <p>委託する業務については、事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とするものであること。</p>	<p>③資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を運営管理機関等に委託しているときは、委託先の機関等が「確定拠出年金制度について」（平成13年8月21日年発第213号）第2の1から5まで規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関の行う業務が明記されていること。 ・委託先（再委託先）運営管理機関の名称・所在地が、仮契約書の内容と合致していること。 ・委託（再委託）の業務が、仮契約書の内容と合致していること。 ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 ・<u>1人の加入者等にかかる運営管理業務のうち、運用指図の取りまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定を2以上の運営管理機関が行うこととならないこと。運用指図のとりまとめ、資産管理機関等への通知、給付の裁定以外の業務について2以上の運営管理機関が行う場合にも、各運営管理機関の役割分担や責任の所在が明確であること。</u> ・1人の加入者等に係る運営管理業務の全部又は一部が、どの運営管理機関も担当していないこととならないこと。 ・「加入者等に関する事項の記録、保存」（当該企業型年金に係るものに限る。）及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」（当該企業型年
--	---	---	--	---	---

<p>5. 資産管理機関の名称及び住所</p> <p>6. 加入者資格に関する事項（加入者となることについて一定の資格を定める場合）</p> <p>6の2. 加入者資格の喪失に関する事項（60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに加入者資格を喪失することを定める場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。 ・60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢は65歳以下の年齢であること。 	<p>金に係るものに限る。)は、それぞれ1の確定拠出年金運営管理機関が行うこと。(すなわち、例えば「記録」をA確定拠出年金運営管理機関、「保存」をB確定拠出年金運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮契約書（共同受託方式、再信託方式等を含む。）と合致していること。 ・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないものであること。 (企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。) ・<u>簡易企業型年金を実施する場合は、実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者が、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格があることが要件であるため、一定の資格を定めることはできないこと。</u> ・資格喪失年齢は、60歳以上65歳以下の一定の年齢であること。 ・60歳以上の資格喪失年齢を<u>企業型年金規約</u>に定める場合の加入対象者は、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者であつて、60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者(当該<u>企業型年金規約</u>に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。)のうち以下の者であること。 ①60歳に達した日の前日において当該企業型年金の<u>企業型年金加入者</u>であった者 ② (略) 	<p>5. 資産管理機関の名称及び住所</p> <p>6. 加入者資格に関する事項（加入者となることについて一定の資格を定める場合）</p> <p>6の2. 加入者資格の喪失に関する事項（60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに加入者資格を喪失することを定める場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。 ・60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢は65歳以下の年齢であること。 	<p>金に係るものに限る。)は、それぞれ1の運営管理機関が行うこと。(すなわち、例えば「記録」をA運営管理機関、「保存」をB運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮契約書（共同受託方式、再信託方式等を含む。）と合致すること。 ・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないものであること。 (企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。) (新設) ・資格喪失年齢は、60歳以上65歳以下の一定の年齢であること。 ・60歳以上の資格喪失年齢を規約に定める場合の加入対象者は、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者であつて、60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者(当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る)のうち以下の者であること。 ①60歳に達した日の前日において当該企業型年金の加入者であった者。 ② (略)
--	--	--	--	--	---

<p>7 事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項</p> <p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項（企業型</p>	<p>(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額（簡易企業型年金を実施する場合は、定額）によることが定められていること。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 事業主掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 （拠出限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 三万五千元 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 一万五千五百円 <p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出することができる場合には、あらかじめその旨及び企業型年金加入者掛金の拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、実施事業所ごとに企業型年金加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。（すなわち、企業型年金加入者によって額や率が異なっていないこと。） 「給与」については、「確定拠出年金制度について」第1の2に従って定めていること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠出限度額を超えないことが明記されていること。 規約に記載されている掛金額の上限が「政令第11条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が企業型年金加入者等に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。 個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 個人型年金に同時加入することができる場合には、企業型年金加入者が企業型加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる企業型掛金拠出単位期間又は拠出区分期間ごとに、自ら掛金を拠出す 	<p>7 事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項</p> <p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項（企業型</p>	<p>(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 事業主の掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 （拠出限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの 五万五千元 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの 三万五千元 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの 一万五千五百円 <p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出することができる場合には、あらかじめその旨及び企業型年金加入者掛金の拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、実施事業所ごとに加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。（すなわち、加入者によって額や率が異なっていないこと） 「給与」については、「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)第1の2に従って定めていること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠出限度額を超えないことが明記されていること。 規約に記載されている掛金額の上限が「政令第11条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が加入者等に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。 個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 個人型年金に同時加入することができる場合には、加入者が企業型加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> 加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる企業型掛金拠出単位期間又は当該期間を区分した期間（拠出区分期間）ごとに、
---	---	--	---	--	--

<p>年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p>	<p>出の方法について企業型年金規約に定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。</p> <p>(3) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</p>	<p>ることができることが明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者掛金に係る拠出区分期間を定める場合は、月単位で区分けするものとし、1以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金との合計が法第20条に規定する拠出限度額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。 <u>ただし、実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合は、必ずしも企業型年金加入者掛金の額が複数から選択できる必要はないこと。</u> ・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更ができることが明記されていること。 <p>① (略)</p> <p>②各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金と当該企業型年金加入者掛金との合計額が法第20条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者掛金の額の変更月をあらかじめ<u>企業型年金規約</u>で定める場合は、その変更月が明記 	<p>年金加入者が掛金を拠出することができる場合)</p>	<p>出の方法について企業型年金規約に定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。</p> <p>(3) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合、その他厚生労働省令で定める場合を除き、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができるものであること。</p>	<p>自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者掛金に係る拠出区分期間を定める場合は、月単位で区分けするものとし、1以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金との合計が法第20条に規定する拠出限度額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更ができることが明記されていること。 <p>① (略)</p> <p>②各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金と当該企業型年金掛金との合計額が法第20条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者掛金の額の変更月をあらかじめ規約で定める場合は、その変更月が明記されている
-------------------------------	--	---	-------------------------------	--	--

<p>7の3 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定め ない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となる ことができることを定める場合はその旨</p> <p>8. 運用の方法の選定及</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 事業主が企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。</p> <p><u>(6) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。</u></p> <p><u>(7) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。</u></p> <p>(1) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。</p> <p>(1) 提示される運用の方法の数及</p>	<p>されていること。ただし、<u>上記①～④に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又は翌月）の企業型年金加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。 納付期限日を延長した場合に企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除する場合は、その旨が企業型年金規約に定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金への同時加入に<u>当たっては、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならぬこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも運用の方法の範囲に關す 	<p>7の3 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定め ない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となる ことができることを定める場合はその旨</p> <p>8. 運用方法の提示及び</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 事業主が企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。</u></p> <p>(1) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。</p> <p>(2) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、加入者が企業型加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。</p> <p>(1) 提示される運用方法の数又は</p>	<p>こと。ただし、<u>①～④に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又は翌月）の企業型年金加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。 納付期限日を延長した場合に企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除する場合は、その旨が規約に定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金への同時加入に<u>あつては、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならぬこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも運用商品の範囲に關する
---	---	--	---	--	---

<p>び提示並びに運用の指図に関する事項</p>	<p>び種類について法第23条第1項及び第2項の規定に反しないこと。</p> <p>(参考) 法第23条第1項 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、次に掲げる運用の方法のうち3以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあっては2以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。</p> <p>1 預貯金の預入 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険の保険料等の払込み 5 損害保険の保険料の払込み 6 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結</p> <p>法第23条第2項 運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。</p> <p>(令第15条・第16条、規則第18条)</p>	<p>る基本的な考え方が、企業型年金規約に明記されていること。この際、少なくとも以下の事項が満たされていること。</p> <p>① 提示される運用の方法の数は3以上(簡易企業型年金の場合、2以上)35以下で選定されていること(ただし、令第15条第1項の表の2の項ハ、3の項ヲ若しくはノ、4の項ハ又は5の項ハの区分の運用の方法(将来の一定の時期を目標としてリスクが逡減するよう資産構成を変更するものであって、当該目標の時期が加入者の年齢階層ごとに複数設定される運用の方法(以下「ターゲット・イヤー型」という。))については、運用会社及び運用の方針が同じでターゲット・イヤーだけが異なる運用の方法が複数設定されている場合であっても1と数える。(規則第18条～18条の5)。</p> <p>② 提示される運用の方法のすべてが、令第15条第1項の表の中欄の区分のいずれかに該当すること。</p> <p>③ 企業型年金加入者等の選択の幅を狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上(簡易企業型年金の場合、2つ以上)の区分から選定されていること。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項又若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分(以下「特定区分」という。)に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、</p>	<p>運用指図に関する事項</p>	<p>種類について法第23条第1項の規定に反しないこと。</p> <p>(参考) 法第23条第1項 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む)は、次に掲げる運用の方法のうち企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも3以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合、その提示する運用の方法のうちいずれか1以上のものは、元本が確保されるものでなければならない。</p> <p>A 預貯金の預入 B 信託会社への信託 C 有価証券の売買 D 生命保険の保険料等の払込み E 損害保険の保険料の払込み</p> <p>(政令第15条・第16条)</p>	<p>基本的な考え方が、規約に明記されていること。</p> <p>・運用方法の選定及び提示は3以上であること。また、その提示する運用方法のうちいずれか1以上のものは、元本が確保される運用方法であること。</p> <p>・規約には①具体的な金融商品名(A銀行の定期預金など)を示すこと又は②金融商品の類型(例えば、定期預金、投資信託など)及び数のみ示し、具体的な金融商品名は運営管理機関が選定することのいずれも可能であること。</p> <p>・運用方法の提示についての具体例 一加入者が選定することができる運用商品は、以下の金融商品とする。 A 銀行の定期預金 B 銀行の割引金融債 C 証券会社が販売するMMF 自社株 二加入者が選定することができる運用商品は、以下の商品類型の中から運営管理機関が選定したそれぞれ2つずつの金融商品とする。 普通銀行の定期預金 MMF 又は中期国債ファンド 国内株式型投資信託 変額個人年金</p>
--------------------------	--	---	-------------------	---	--

- ①運用方法は、前記1～5であって、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたものであること。
- ②提示される運用方法は35以下であること。
- ③選定する対象運用方法（法第23条第1項に規定する対象運用方法。以下同じ。）のいずれかが次の表の中欄の区分に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち次の表の中欄の区分以外から3以上（簡易企業型年金の場合、2以上）選定すること。

2 信託会社への信託	三 信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものの受益証券	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間
3 有価証券の売買	レ 資産の流動化に関する法律第2	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得

特定区分から3以上（簡易企業型年金の場合、2以上）選定することも可能であること。

- ④ 提示される運用の方法が左の規約承認事項の③の表の中欄の区分（令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分）に該当するものを除いて、3以上（簡易企業型年金の場合、2以上）選定されていること。
- ⑤ 提示される運用の方法が左の規約承認事項の④の表の中欄の区分（令第15条第1項の表の1の項イ若しくはロ、2の項イ、3の項イからホまで、4の項イ又は5の項イの区分）に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち当該④の表の中欄の区分以外から2以上（簡易企業型年金の場合、1以上）選定されていること。

運用の方法の提示についての企業型年金規約の記載例

【例①】

1 企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、令第15条第1項の表の中欄の区分に応じ下欄の事項ごとに区分したものの中から確定拠出年金運営管理機関が企業型年金加入者等にとって真に必要なものを厳選した上で3以上〔（簡易企業型年金の場合）2以上〕で、かつ35以下で選定及び提示する。この際、企業型年金加入者等の選択の幅が狭められることなくリスク・リターン特性の異なる運用の方法が選定及び提示されるために、同

イ、運営管理機関は、次の運用方法から選定し1以上提示すること。（元本確保の運用方法）

- ・預金保険法に規定する金融機関への預金（譲渡性預金を除く）
- ・農水産業協同組合貯金保険法に規定する農水産業協同組合への貯金（譲渡性貯金を除く）
- ・信託銀行への金銭信託（元本補てんの契約のあるもの）
- ・国債証券・地方債証券
- ・特別の法律により法人の発行する債券（政府が保証）
- ・預金保険法第2条第2項第5号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第2条第2項第4号に規定する農林債券
- ・政府が保証している社債券
- ・信託会社の貸付信託の受益証券（元本補てん契約のあるもの）
- ・生命保険会社への生命保険の保険料の払込み（利率保証型積立保険のみ）
- ・損害保険会社への損害保険の保険料の払込み（積立傷害保険のみ）

ロ、前記イ及び次に掲げる運用方法（前記イに掲げるものを除く。）から選定し提示した運用の方法が三以上あること

- ・預金保険対象金融機関以外の銀行及び商工組合中央金庫を相手方とする預金（外貨預金を含み、譲渡性預金を除く。）の預入
- ・預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする外貨預金又は外貨貯金の預入
- ・信託会社への金銭信託
- ・特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫

	<p>条第9項に規定する優先出資証券及び特定社債券並びに同条第15項に規定する受益証券の売買</p>	<p>の日から償還の日までの期間</p>	<p>厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格に従って定められたコード（以下「国際証券コード」という。）</p>	<p>項の表の中欄のうち3つ以上〔簡易企業型年金の場合、2つ以上〕の区分から選定することとする。ただし、提示される運用の方法が同項の表の2の項ロ、3の項ヌ若しくはル、4の項ロ又は5の項ロの区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上〔簡易企業型年金の場合、2以上〕選定することも可能である。なお、企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法に、(1)に該当する運用の方法が含まれる場合には、(1)以外から3以上〔(簡易企業型年金の場合)2以上〕、さらに、(2)に該当する運用の方法が含まれる場合には、(2)以外から2以上〔(簡易企業型年金の場合)1以上〕の運用の方法を、確定拠出年金運営管理機関は選定及び提示しなければならない。</p> <p>(1) 令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分に該当する対象運用方法</p> <p>(2) 令第15条第1項の表の1の項イ若しくはロ、2の項イ、3の項イからホまで、4の項イ又は5の項イの区分に該当する対象運用方法</p> <p>2. 前項の規定に基づき企業</p>		<p>連合会の発行する債券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算について国会の議決を経又は承認を得なければならない法人の発行する債券 ・ 特別の法律により設立された法人で国等以外の者の出資のないもののうち特別の法律により債券を発行したもの ・ 貸付信託の受益証券 ・ 投資信託の受益証券 ・ 投資法人の投資証券又は投資法人債券 ・ 外国政府等の発行する債券 ・ 外国法人の発行する債券（外国政府等が保証） ・ 生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み ・ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込み <p>ハ 3以上の運用の方法の選定については、預貯金の利率、生命保険契約の予定利率、債券の収益率等運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他収益の性質が相互に類似しないこと。</p> <p>二 以下の運用の方法を選定し、提示する場合には、当該運用の方法以外の運用の方法を少なくとも3以上選定、提示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の流動化に関する法律第2条第九項に規定する優先出資証券及び特定社債券並びに同条第十五項に規定する受益証券 ・ 社債券 ・ 協同組織金融機関が法律に基づき発行する優先出資証券 ・ 株券 ・ 証券投資信託であってその信託財産を次に掲げる売買のみに
	<p>ソ 社債券の売買</p>					
	<p>ツ 協同組織金融機関が法律に基づき発行する優先出資証券の売買</p>					
	<p>ネ 株券の売買</p>					
	<p>ナ 証券投資信託であってその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用すること</p>					

		<p>を約するもの の売買</p> <p>a.</p> <p>1の法人の発行する社債券又は株券の売買</p> <p>b.</p> <p>1の証券投資信託の受益証券の売買</p> <p>c.</p> <p>1の投資法人の投資証券の売買</p> <p>え 投資法人であってその資産を上記 a ～ c までのうちいずれかに掲げる売買のみ</p>	<p>型年金加入者等に選定及び提示される運用の方法は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似してはならない。</p> <p>【例②】</p> <p>企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の9つの運用の方法とする（括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す）。</p> <p>A 銀行の定期預金（1の項イ）</p> <p>B 銀行が販売する国内株式インデックスファンド（3の項ヌ）</p> <p>C 証券会社が販売するジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（安定型）（3の項ヌ）</p> <p>C 証券会社が販売するバランス型ファンド（安定型）（3の項ヌ）</p> <p>C 証券会社が販売するバランス型ファンド（中立型）（3の項ヌ）</p> <p>C 証券会社が販売するバランス型ファンド（積極型）（3の項ヌ）</p> <p>D 証券会社が販売するターゲット・イヤーファンド（2040年・2050年）（3の項ヲ）</p> <p>自社株ファンド（3の項ソ）</p> <p>E 生命保険会社の利率保証型積立保険（4の項イ）</p> <p>【例③】</p>		<p>より運用することを約するもの</p> <p>a. 1の法人の発行する社債券又は株券の売買</p> <p>b. 1の証券投資信託の受益証券の売買</p> <p>c. 1の投資法人の投資証券の売買</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人であってその資産を上記 a ～ c までのうちいずれかに掲げる売買のみにより運用することを約するもの ・信託会社の金銭信託であってその信託財産を1法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するもの受益証券 ・外国法人の発行する債券又は株券 ・外国投資信託の受益証券又は外国投資証券 	
--	--	---	---	--	--	--

	<p>により運用することを約するものの売買</p>	<p>△ 外国法人の発行する債券の売買</p> <p>発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間</p>	<p>企業型年金加入者等が選定することができる運用の方法は、以下の類型の中から確定拠出年金運営管理機関が選定したそれぞれ2つずつ（ただし、資産複合型（バランス型）投資信託（3の項ヌ）については、3つ。また、資産複合型（ターゲット・イヤー型）投資信託（3の項ヲ）2つについては、運用会社及び運用の方針が各々異なっているもの。）の17つの運用の方法とする（括弧は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄の区分を指す）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通銀行の定期預金（1の項イ） ・国内株式型投資信託（3の項ヌ） ・国内債券型投資信託（3の項ヌ） ・外国株式型投資信託（3の項ヌ） ・外国債券型投資信託（3の項ヌ） ・資産複合型（バランス型）投資信託（3の項ヌ） ・資産複合型（ターゲット・イヤー型）投資信託（3の項ヲ） ・積立傷害保険（5の項イ） 			
	<p>④選定する対象運用方法のいずれかが次の表の中欄の区分に該当する場合は、令第15条第1項の表の中欄の区分のうち次の表の中欄の区分以外から2以上（簡易企業型年金の場合、1以上）選定すること。</p>					
<p>1. 預貯金の預入</p>	<p>イ 預金保険法に規定する金融機関への預金（譲渡性預金を除く）</p>	<p>預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間</p>				
	<p>ロ 農水産業協同組合貯金保険法に</p>					

		規定する農水産業協同組合への貯金（譲渡性貯金を除く）					
	2. 信託会社への信託	イ 信託銀行への金銭信託（元本補填の契約のあるもの）	信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間				
	3. 有価証券の売買	イ 国債証券の売買	発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間				
		ロ 地方債証券の売買					
		ハ 特別の法律により法人の発行する債券（政府が保証）の売買					
		ニ 預金保険法第2条第2項第5号に規定する債券又は					

		<u>農水産業協同組合貯金保険法第2条第2項第4号に規定する農林債券の売買</u>					
		<u>ホ 信託会社の貸付信託の受益証券（元本補填契約のあるもの）の売買</u>					
	<u>4. 生命保険の保険料等の払込み</u>	<u>イ 生命保険会社への生命保険の保険料の払込み（利率保証型積立保険のみ）</u>	<u>生命保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（生命保険会社が市場金利の動</u>				

		向その他の の事情を 勘案して 定める利 率をいう。 。)が継続 して適用 される期 間、令第 1条第1 項第2号 ロ(4)に 掲げる金 銭の額が 払込保険 料の合計 額を下回 らない額 とする定 めの有無				
	5. 損害 保険の 保険料 の払込 み	イ 損害 保険会 社への 損害保 険の保 険料の 払込み (積立 傷害保 険の み)	損害保険 の契約の 相手方、 普通保険 約款、保 険料の払 込みごと にそれぞれ 決定され る当該保 険料の払 込みに充 てよう とする額 に適用さ れる予定 利率(損 害保険会 社が市場 金利の動 向その他			

		<p>の事情を勘案して定める利率をいう。)が継続して適用される期間、令第1条第1項第2号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の規約承認事項の内容について、<u>企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書</u>に明記されていること。 ・<u>企業型年金加入者等が運用の指図を行うことができる期日</u>が<u>企業型年金規約</u>に明記されており、少なくとも3月に1回以上運用の指図を行うことができるようになっていること。 		<p>(2) 運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要情報（金融商品の販売等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者または加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（運用の指図に充てた額から当該運用に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 <p>(3) <u>企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者</u>（以下「<u>企業型年金加入者等</u>」という。）による運用の指図は、少なくとも3月に1回、行い得るものである</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の規約承認事項の内容について、<u>運用関連運営管理機関との間の仮契約書</u>に明記されていること。 ・加入者等が運用の指図を行うことができる期日が規約に明記されており、少なくとも3月に1回以上運用の指図を行うことができるようになっていること。
--	--	---	---	--	--	--

<p>8の2. 指定運用方法の選定及び提示に関する事項</p>	<p>(削る)</p> <p>(1) 提示される運用の方法の数及び種類について法第23条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。また、特定</p>	<p>(削る)</p> <p>・指定運用方法を選定及び提示する場合は、次の事項が企業型年金規約に定められていること。 ①指定運用方法(具体的な運用の方</p>	<p>(新設)</p>	<p>こと。 (4) 個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として加入者等からの運用の指図が行われるまでの間において運用を行うためのあらかじめ定められた運用方法を設定する場合には、規約にその旨を定めていること。</p> <p>(新設)</p>	<p>・あらかじめ定められた運用方法を設定する場合には、次の事項が規約に定められていること。 ①加入者等から運用の指図がない場合、運用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこと。 ②事業主又は運営管理機関は、加入者等に対し、あらかじめ定められた運用方法による運用を開始する前に、加入者等から運用の指図がない場合は当該運用方法により運用を行うことと、当該運用方法に係る具体的な金融商品の仕組みや特徴(期待できるリターン、考えられるリスク等)について十分説明すること。 ③当該説明に関する書類を交付すること又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を行うこと。 ・事業主又は運営管理機関は、あらかじめ定められた当該運用方法を設定した場合には、その後の運用の指図が不要であるとの誤解を招くことのないよう、次に掲げる事項を定期的に情報提供するものとする。 ①あらかじめ定められた運用方法を規約に設定する目的 ②当該運用方法により運用を行っている者に対し、運用の指図を行うことができる期日 ③当該運用方法により損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負うこと。 (新設)</p>
---------------------------------	--	---	-------------	---	--

	<p>期間及び猶予期間について法第25条の2第1項及び第2項の規定に反しないこと。</p> <p>(参考) <u>法第23条の2第1項</u> <u>企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、法第23条第1項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。</u></p> <p><u>法第23条の2第2項</u> <u>前項の規定により選定した運用の方法（以下「指定運用方法」という。）は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(規則第19条)</u> <u>法第23条の2第2項の厚生労働省令で定める基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、法第23条第1項に規定する対象運用方法であって、次の各号の要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p><u>①当該運用の方法による物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。</u></p> <p><u>②当該運用の方法による運用か</u></p>	<p><u>法の名称又は運用の方法に係る種類及び数（1つ）。</u>なお、指定運用方法がターゲット・イヤー型であり、運用会社・運用の方針が同じターゲット・イヤー型が複数設定されている場合は、指定運用方法となるターゲット・イヤー型についても記載すること。</p> <p><u>②事業主は、提示しようとする指定運用方法について、従業員の過半数で組織する労働組合（労働組合がない場合は従業員の過半数代表）と協議を行い、企業型運用関連運営管理機関等はその結果を尊重すること。</u></p> <p><u>③特定期間（3月以上であること）及び猶予期間（2週間以上であること）</u></p> <p><u>④①又は③を変更する場合にあっては、変更後の適用日</u></p> <p><u>・指定運用方法の選定及び提示の経緯が明らかとなるよう、労使合意に至るまでの労使協議の経緯を証する書類に以下の事項を盛り込むこと。</u></p> <p><u>①事業主から企業型運用関連運営管理機関に対し、企業型年金加入者の集団の属性等につき、伝達した場合はその内容（伝達していない場合は企業型運用関連運営管理機関等が指定運用方法の選定するに当たって考慮した企業型年金加入者の集団の属性等）</u></p> <p><u>②企業型運用関連運営管理機関等から受けた説明内容、指定運用方法候補の提示の内容</u></p> <p><u>③労使での協議内容、日時、方法</u></p> <p><u>④法第23条の2第2項及び規則第19条の基準（要件）につき、当該事業所において指定運用方法が基準を満たすと判断した具体的な検討内容</u></p> <p><u>⑤選定した指定運用方法とその企</u></p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>ら生ずると見込まれる収益(当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものを)について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。</p> <p>③①の損失の可能性が、②の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。</p> <p>④当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、②の見込まれる収益に照らし、過大でないこと。</p> <p>法第25条の2第1項 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して3月以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「特定期間」という。)を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。</p> <p>① 第23条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がある資格を取得したとき その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金(②において「事業主掛金等」という。)の納付が行われた日</p> <p>② 企業型年金加入者がある資格を取得している場合であつ</p>	<p>業型年金加入者への提示と情報提供する予定の内容</p> <p>【想定される選定及び提示の手順】</p> <p>1 事業主から企業型運用関連運営管理機関へ企業型年金加入者の集団の属性等を伝える。</p> <p>2 指定運用方法の候補となる運用の方法を事業主へ提示し、当該運用の方法に関する以下の点も併せて説明する。</p> <p>ーリスク(価格変動の大きさ、実質価値の維持可能性等)</p> <p>ー指定運用方法により見込まれる収益が損失との関係で合理的であること</p> <p>ー手数料・信託報酬その他これらに類する費用</p> <p>3 企業型運用関連運営管理機関等から事業主に提示された情報を元に、下記着眼点を踏まえ、指定運用方法の候補となる運用の方法が、指定運用方法として企業型年金加入者の集団に適切か否か、労使で協議する。</p> <p><着眼点></p> <p>(1) 主に加入者の集団に係る事項 加入者の集団の属性(年齢別構成、退職までの平均勤続年数等)、金融商品への理解度、加入者のニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ等</p> <p>(2) 主に金融商品に係る事項(リスク・リターン特性) 期待収益率、価格の変動の大きさ、運用結果が拠出した掛金の合計額を上回る可能(確実)性、イ</p>			
--	---	--	--	--	--

	<p>て、第23条の2第1項の規定により指定運用方法が提示されたとき、その後最初に事業主掛金等の納付が行われた日</p> <p>法第25条の2第2項 法第25条の2第1項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から2週間以上で企業型年金規約で定める期間（猶予期間）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。</p>	<p>ンプレリスクに対応し実質的に財産価値又は購買力を維持できる可能性、分散投資効果等</p> <p>4 企業型運用関連運営管理機関等は、3の協議の結果を聴く。</p> <p>5 企業型運用関連運営管理機関等は、3の協議の結果をもとに、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、指定運用方法として選定しようとする運用の方法が規則に定める指定運用方法の基準に適合していることを確認し、指定運用方法として選定する。</p> <p>6 指定運用方法を提示するとともに、指定運用方法に係る以下の情報を企業型年金加入者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －利益の見込みと損失の可能性 －選定理由 －手続（特定期間及び猶予期間等）を踏んだ後に指図をしたものとみなされる旨 等 <p>指定運用方法の提示についての企業型年金規約の記載例</p> <p>1 指定運用方法は、企業型年金加入者等に選定及び提示した運用の方法のうち、B証券会社が販売するターゲット・イヤーフンドとする。（ただし、企業型年金加入者毎に、目標とする時期が最も近いものとする。）</p> <p>2 指定運用方法の選定及び提示に当たっては、以下のとおり行うものとする。</p> <p>① 事業主から確定拠出年金運営管理機関へ企業型年金加入者の集団の属性等を伝</p>			
--	---	--	--	--	--

		<p>える。</p> <p>② 指定運用方法の候補となる運用の方法を事業主へ提示し、当該運用の方法に関する以下の点も併せて説明する。</p> <p>ーリスク（価格変動の大きさ、実質価値の維持可能性等）</p> <p>ー指定運用方法により見込まれる収益が損失との関係で合理的であること</p> <p>ー手数料・信託報酬その他これらに類する費用</p> <p>③ ②の情報及び説明を元に、下記着眼点を踏まえ、指定運用方法の候補となる運用の方法が、指定運用方法として企業型年金加入者の集団に適切か否か、労使で協議する。（実施事業所が2以上であるときは、各実施事業所において労使で協議する。）</p> <p><着眼点></p> <p>（1）主に企業型年金加入者の集団に係る事項 企業型年金加入者の集団の属性（年齢別構成、退職までの平均勤続年数等）、金融商品への理解度、企業型年金加入者のニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ等</p> <p>（2）主に金融商品に係る事項（リスク・リターン特性） 期待収益率、価格の変動の大きさ、運用結果が拠出した掛金の合計額を上回る可能（確実）性、</p>			
--	--	--	--	--	--

	<p>(2) 企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要情報（金融商品の販売等に関する法律に規定する重 	<p>インフレリスクに対応し実質的に購買力を維持できる可能性、分散投資効果等</p> <p>④ 労使協議の結果を確定拠出年金運営管理機関に伝達する。</p> <p>⑤ 確定拠出年金運営管理機関は、③の労使協議の結果を尊重して、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、指定運用方法として選定しようとする運用の方法が確定拠出年金法施行規則に定める指定運用方法の基準に適合していることを確認し、指定運用方法として選定する。</p> <p>⑥ 指定運用方法を提示するとともに、指定運用方法に係る以下の情報を企業型年金加入者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※利益の見込みと損失の可能性 ※選定理由 ※手続を踏んだ後（3月以上の特定期間を経過後、企業型年金加入者に運用の指図を行っていない旨及び指定運用方法を通知し、通知後2週間以上の猶予期間を経てもなお企業型年金加入者が運用の指図を行わないとき）に指図をしたものとみなされる旨 等 <p>・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。</p>			
--	---	---	--	--	--

<p>8の3. 運用の方法の除外に係る手続に関する事項</p>	<p>要事項に相当するもの)を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額(指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額)を損害の額と推定する。 <ul style="list-style-type: none"> 除外に係る手続に関する事項が企業型年金規約に定められていること。 <p>(参考)</p> <p>法第26条第1項 <u>企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)</u>の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。</p> <p>法第26条第2項 <u>企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から3週間以上で</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 除外に係る具体的なプロセスが企業型年金規約に定められていること。その際、企業型年金加入者等に対し、適切に周知等が行われていること。 除外運用指図者に通知をした日から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合に同意したものとみなすことができる期間(3週間以上であること)及び方法が企業型年金規約に定められていること。 除外運用指図者の所在が明らかでないために通知できない場合の公告について、官報、インターネットへの掲載その他具体的な方法が企業型年金規約に定められていること。 <p>〔運用の方法の除外の手続についての企業型年金規約の記載例〕</p> <p>1 確定拠出年金運営管理機関は、労使で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定する。</p> <p>2 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)に当該運用の方法を</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
---------------------------------	--	--	-------------	-------------	-------------

<p>9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項</p>	<p>企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>法第26条第3項 企業型運用関連運営管理機関等は、第1項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。</p> <p>法第26条第4項 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。</p> <p>(参考) 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 (1) 裁定 受給権者の請求に基づいて企業型記録関連運営管理機関等が裁定する。</p>	<p>除外する旨を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得る(通知を行った日から30日以内[※3週間以上の期間を定める]に書面[※同意を得る方法を記載する]による回答がない場合には、その旨を通知に明記した上で、当該除外運用指図者は同項の同意をしたものとみなす。)</p> <p>3 除外運用方法指図者(所在が明らかでないものを除く)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを企業型年金加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。</p> <p>4 確定拠出年金運営管理機関は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。</p> <p>5 確定拠出年金運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため4の通知をすることができないときは、4の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨をインターネットの利用により公告しなければならない。</p> <p>・受給権者の請求により裁定されることが、企業型年金規約に明記されていること。 また、裁定の結果及び資産管理機関が給付を行う上で必要な個人情報(所得税の徴収税額の算定に必要な個人情報を含む。)を、企業型記録関連運営管理機関等が資産管理機関に通知することとなっていること。</p>	<p>9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項</p>	<p>(参考) 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 (1) 裁定 受給権者の請求に基づいて記録関連運営管理機関等が裁定する。</p>	<p>・受給権者の請求により裁定されることが、規約に明記されていること。 また、裁定の結果及び資産管理機関が給付を行う上で必要な個人情報(所得税の徴収税額の算定に必要な個人情報を含む。)を、記録関連運営管理機関が資産管理機関に通知することとなっていること。</p>
-------------------------------	---	--	-------------------------------	--	--

	<p>(2) 給付の額 企業型年金規約で定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 支給期間等 支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わる。</p> <p>(4) 支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。</p> <p>(5) 受給権の譲渡等の禁止等</p> <p>(6) 老齢給付金</p> <p>①支給要件 企業型年金加入者であった者であって次の各号に掲げるものが（障害給付金の受給権者を除く。）、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するとき</p> <p>* 60歳以上61歳未満 10年 * 61歳以上62歳未満 8年 * 62歳以上63歳未満 6年 * 63歳以上64歳未満 4年 * 64歳以上65歳未満 2年 * 65歳以上の者 1月</p> <p>②通算加入者等期間 * 企業型年金加入者期間 * 企業型年金運用指図者期間 * 個人型年金加入者期間 * 個人型年金運用指図者期間</p> <p>③請求手続 a. 老齢給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を以て行うこと。 イ 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 ロ 企業型年金規約で定める事項 b. 請求書には、戸籍の謄本若し</p>	<p>と。</p> <p>(注) 支給すべき事由が生じた月とは、支給の請求を行った月である。</p> <p>・支払期月が明記されていること。 ・年金たる給付の支払期月は、毎年一定の時期であること。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。</p> <p>(注) ・連合会移換者（法第83条第1項の規定により個人別管理資産が移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。））であった期間は、通算加入者等期間に含まれない。</p>		<p>(2) 給付の額 規約で定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 支給期間等 支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わる。</p> <p>(4) 支払期月については、規約で定めるところによる。</p> <p>(5) 受給権の譲渡等の禁止等</p> <p>(6) 老齢給付金</p> <p>①支給要件 企業型年金加入者であった者であって次の各号に掲げるものが（障害給付金の受給権者を除く）、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するとき</p> <p>* 60歳以上61歳未満 10年 * 61歳以上62歳未満 8年 * 62歳以上63歳未満 6年 * 63歳以上64歳未満 4年 * 64歳以上65歳未満 2年 * 65歳以上の者 1月</p> <p>②通算加入者等期間 * 企業型年金加入者期間 * 企業型年金運用指図者期間 * 個人型年金加入者期間 * 個人型年金運用指図者期間</p> <p>③請求手続 a. 老齢給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を以て行うこと イ 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 ロ 企業型年金規約で定める事項 b. 請求書には、戸籍の謄本若しく</p>	<p>(注) 支給すべき事由が生じた月とは、支給の請求を行った月である。</p> <p>・支払期日が明記されていること。 ・年金たる給付の支払期日は、毎年一定の時期であること。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。</p> <p>(注) ・「その他の者」であった期間（法第83条第1項に規定する者）は、通算加入者等期間に含まれない。</p>
--	--	--	--	---	---

	<p>くは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。</p> <p>c. <u>支給要件の判定に当たっては、以下の手続を経ること。</u></p> <p>○当該老齢給付金の支給の請求（法第33条第1項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めること。</p> <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第22条の2第3項第1号に掲げる事項 <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第22条の2第3項第2号に掲げる事項 <p>○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又</p>		<p>は抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。</p> <p>c. <u>支給要件の判定にあたっては、以下の手続を経ること。</u></p> <p>○当該老齢給付金の支給の請求（法第33条第1項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めること。</p> <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第22条の2第3項第1号に掲げる事項 <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第22条の2第3項第2号に掲げる事項 <p>○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又</p>
--	--	--	---

	<p>は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤企業型年金加入者であった者が老齢給付金の請求をすることなく70歳に達したときは、資産管理機関はその者に企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき老齢給付金を支給する。</p> <p>⑥老齢給付金は、年金として支給する。ただし、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給できる旨定めた場合には、一時金として支給することができる。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(7)給付の額の算定方法が規則(第4条)で定める基準に合致していること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月(請求日の属する月から起算して3月以内の月に限る。)から起算して5年以上20年以下であること。</p> <p>⑤給付の支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、①及び②の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳到達時の裁定・支給方法が企業型年金規約に明記されていること。 ・一時金として支給する場合には、その旨が企業型年金規約に明記されていること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給予定期間は、左の規約承認事項の内容の範囲内で企業型年金規約に明記されていること。 ・支払予定期間が例えば20年の場合であっても、5年以上経過すれば一括で受取が可能である旨を企業型年金規約に定めた場合、左の規約承認事項の内容が企業型年金規約に明記されていること。 		<p>は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤加入者であった者が老齢給付金の請求をすることなく70歳に達したときは、資産管理機関はその者に記録関連運営管理機関等の裁定に基づき老齢給付金を支給する。</p> <p>⑥老齢給付金は、年金として支給する。ただし、規約でその全部又は一部を一時金として支給できる旨定めた場合には、一時金として支給することができる。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(7)給付の額の算定方法が省令(第4条)で定める基準に合致していること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月(請求日の属する月から起算して3月以内の月に限る。)から起算して5年以上20年以下であること。</p> <p>⑤給付の支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、①及び②の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳到達時の裁定・支給方法が規約に明記されていること。 ・一時金として支給する場合には、その旨が規約に明記されていること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給予定期間は、左の規約承認事項の内容の範囲内で規約に明記されていること。 ・支払予定期間が例えば20年の場合であっても、5年以上経過すれば一括で受取が可能である旨を規約に定めた場合、左の規約承認事項の内容が規約に明記されていること。
--	---	--	--	--	---

	<p>⑥・⑦ (略)</p> <p>⑧支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあっては、当該月の翌月以後に支給するものの額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額であること。</p> <p>(8) 一時金たる老齢給付金</p> <p>①給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日(請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額(老齢給付金の一部を一時金とする場合にあっては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額)であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(9) 障害給付金</p> <p>①支給要件</p> <p>a. 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(傷病)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(初診日)から起算して1年6月を経過した日(その間にその傷病が治った場合においては、その治った日(症状固定日)障害認定日)から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求す</p>	<p>(略)</p> <p>・支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産が残った場合の支給方法が<u>企業型年金規約</u>に明記されていること。</p> <p>(注)</p> <p>支給予定期間の終了後になお個人別管理資産が残っているときは、支給が終了した月の末日以後にその残額を一括して速やかに支給するものであること。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。</p> <p>(注)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 障害給付金は、企業型年金の企業型年金加入者となる前に発した傷病についても、支給の対象となること。</p>		<p>⑥・⑦ (略)</p> <p>⑧支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあっては、当該月の翌月以後に支給するものの額は、当該最後の月の末日における個人別管理資産額であること。</p> <p>(8) 一時金たる老齢給付金</p> <p>①給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日(請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額(老齢給付金の一部を一時金とする場合にあっては、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額)であること</p> <p>② (略)</p> <p>(9) 障害給付金</p> <p>①支給要件</p> <p>a. 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(傷病)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(初診日)から起算して1年6月を経過した日(その間にその傷病が治った場合においては、その治った日(症状固定日)障害認定日)から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請</p>	<p>(略)</p> <p>・支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産が残った場合の支給方法が<u>規定</u>に明記されていること。</p> <p>(注)</p> <p>支給予定期間の終了後になお個人別管理資産が残っているときは、支給が終了した月の末日以後にその残額を一括して速やかに支給するものであること。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。</p> <p>(注)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 障害給付金は、企業型年金の加入者となる前に発した傷病についても、支給の対象となること。</p>
--	--	---	--	---	---

	<p>ることができる。</p> <p>b. <u>企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（基準傷病）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある者であって基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間において初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害程度に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以降であるとき）は、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求できる。</u></p> <p>②障害給付金は、年金として支給する。ただし、<u>企業型年金規約</u>でその全部又は一部を一時金として支給できることを定めた場合には一時金として支給できる。</p> <p>③年金たる障害給付金の給付の額の算定方法については、年金たる老齢給付金に準じること。ただし、<u>受給権者は、企業型年金規約で定める期間（5年以上に限る。）</u>ごとに、受給権者の申出により変更することができる。</p> <p>また、支給予定期間については、<u>受給権者がその受給権を取得した月において60歳未満である場合にあっては20年にその受給権を取得した月の翌月から受給権者が60歳に達する月までの期間を加えた期間とする。さらに、個人別管理資産が過少になったことにより支給予</u></p>			<p>求することができる。</p> <p>b. <u>加入者又は加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（基準傷病）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある者であって基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間において初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害程度に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以降であるとき）は、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求できる。</u></p> <p>②障害給付金は、年金として支給する。ただし、規約でその全部又は一部を一時金として支給できることを定めた場合には一時金として支給できる。</p> <p>③年金たる障害給付金の給付の額の算定方法については、年金たる老齢給付金に準じること。ただし、<u>受給権者は、規約で定める期間（5年以上に限る）</u>ごとに、受給権者の申出により変更することができる。</p> <p>また、支給予定期間については、<u>受給権者がその受給権を取得した月において60歳未満である場合にあっては20年にその受給権を取得した月の翌月から受給権者が60歳に達する月までの期間を加えた期間とする。さらに、個人別管理資産が過少になったことにより支給予定期間にわ</u></p>	
--	--	--	--	---	--

	<p>定期間にわたって受けることが困難となった場合、その支給を当該支給予定期間にわたって受けることを申出ることができる旨を<u>企業型年金規約</u>で定めた場合は、その額の算定方法は、1回に限らず変更することができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 死亡一時金</p> <p>①支給要件</p> <p><u>企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が死亡したときにその者の遺族に支給する。</u></p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>遺族の範囲は次のとおり。ただし、死亡した者が死亡する前に、配偶者（事実上婚姻関係を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによる。</p> <p>a. 配偶者</p> <p>b. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの</p> <p>c. 死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</p> <p>d. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であってbに該当しないもの</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(12) 脱退一時金（法附則第2条の2）</p> <p>①支給要件</p>	<p>(注)</p> <p>死亡一時金を受ける者をあらかじめ企業型記録関連運営管理機関等に申し出ることができる。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項</p>		<p>たって受けることが困難となった場合、その支給を当該支給予定期間にわたって受けることを申出ることができる旨を規約で定めた場合は、その額の算定方法は、1回に限らず変更することができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 死亡一時金</p> <p>①支給要件</p> <p>加入者又は加入者であった者が死亡したときにその者の遺族に支給する。</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>遺族の範囲はつぎのとおり。ただし、死亡した者が死亡する前に、配偶者（事実上婚姻関係を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによる。</p> <p>a. 配偶者</p> <p>b. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの</p> <p>c. 死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</p> <p>d. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であってbに該当しないもの</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(12) 脱退一時金（法附則第2条の2）</p> <p>①支給要件</p>	<p>(注)</p> <p>死亡一時金を受ける者をあらかじめ運営管理機関に申し出ることができる。</p> <p>・支給要件は、左の規約承認事項</p>
--	---	---	--	--	---

	<p>企業型年金加入者であった者であって、次のいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。</p> <p>a. 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。</p> <p>b. <u>当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハマまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除して得た額が一万五千元以下であること。</u></p> <p>イ <u>脱退一時金の支給を請求した日（以下「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額</u></p> <p>ロ <u>企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主が抛出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに抛出していないものの額</u></p> <p>ハ <u>法第54条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額</u></p> <p>ニ <u>法第3条第3項第10号に掲げる事項を企業型年金規約で定めている場合にあっては、当該企業</u></p>	<p>の内容に合致していること。</p>		<p>企業型年金加入者であった者であって、次のいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。</p> <p>a 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。</p> <p>b 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハマまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除して得た額が一万五千元以下であること。</p> <p>イ <u>脱退一時金の支給を請求した日（以下「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額</u></p> <p>ロ <u>企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主が抛出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに抛出していないものの額</u></p> <p>ハ <u>法第54条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額</u></p> <p>ニ <u>法第3条第3項第10号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に</u></p>	<p>の内容に合致していること。</p>
--	---	----------------------	--	---	----------------------

	<p>型年金規約により事業主に返還されることとなる額</p> <p>ホ <u>法第54条の4第2項又は中小企業退職金共済法第31条の3第1項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額</u></p> <p>c. <u>最後に企業型年金加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。</u></p> <p>②請求手続</p> <p>a. <u>脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を以て行うこと。</u> イ氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号 ロ企業型年金規約で定める事項</p> <p>b. <u>請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。</u></p> <p>c. <u>支給要件の判定に当たっては、以下の手順を経ること。</u> ○脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、次に掲げる事項を内容とす</p>			<p>返還されることとなる額</p> <p>(新設)</p> <p>c 最後に企業型年金加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。</p> <p>②請求手続</p> <p>a 脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を以て行うこと。 イ氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号 ロ企業型年金規約で定める事項</p> <p>b 請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。</p> <p>c 支給要件の判定に当たっては、以下の手順を経ること。</p> <p>○脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、次に掲げる事項を内容とす</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>10. 実施事業所に使用された期間が3年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項</p>	<p>る当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めること。</p> <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第69条の2第4項第1号に掲げる事項 <p><個人型記録関連運営管理機関に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第69条の2第4項第2号に掲げる事項 <p>○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第3項第10号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第1号に規定する事業主が拠出した事業主掛金の額(次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。)とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額(当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第21条の2第1項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した企業型年金加入者又は法第54条第1項若しくは第54条の2第1項若しくは第80条第1項若しくは第2項若しくは第3項の規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。)がこの項本文に規定する事業主掛金の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主返還額については、左の規約承認事項の内容に違反しないこと。(参考) 事業主返還額は、原則として事業主掛金の額となる。ただし、企業型年金加入者が運用を行った結果、事業主掛金の額を下回った場合には、その者の個人別管理資産額となる。 ・企業型年金加入者掛金を拠出している場合には、事業主返還について、事業主掛金を原資とする部分と企業型年金加入者掛金を原資とする部分との按分方法を明記しておくこと。その際、企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず、企業型年金加入者への返還額が零とはならないようにすること。 ・実施事業所に使用された期間に 	<p>10. 実施事業所に使用された期間が3年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項</p>	<p>る当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めること。</p> <p><当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第69条の2第4項第1号に掲げる事項 <p><個人型記録関連運営管理機関に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第69条の2第4項第2号に掲げる事項 <p>○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第3条第3項第10号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第1号に規定する事業主が拠出した事業主掛金の額(次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。)とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額(当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第21条の2第1項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した企業型年金加入者又は法第54条第1項、第54条の2第1項若しくは法第80条第1項若しくは第2項の規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。)がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主返還額については、左の規約承認事項の内容に違反しないこと。(参考) 事業主返還額は、原則として事業主掛金の額となる。ただし、企業型年金加入者が運用を行った結果、事業主掛金の額を下回った場合には、その者の個人別管理資産額となる。 ・企業型年金加入者掛金を拠出している場合には、事業主返還について、事業主掛金を原資とする部分と企業型年金加入者掛金を原資とする部分との按分方法を明記しておくこと。その際、企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず、企業型年金加入者への返還額が零とはならないようにすること。 ・実施事業所に使用された期間に
---	--	--	---	---	--

<p>11. 実施に要する事務費の負担に関する事項</p> <p>12. その他政令で定める事項 ア～エ (略)</p> <p>オ. 資産運用に資するための基礎的な資料の提供等による措置の内容及び方法</p> <p>カ. 企業型年金の事業年度に関する事項</p> <p>キ. 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p>	<p>より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。</p> <p>a. 企業型年金加入者の資格を喪失した日において当該企業型年金の障害給付金の受給権者である者</p> <p>b. 法第11条第1号、第3号、第5号(法第4条第3項に規定する企業型年金規約の変更に係る場合に限る。)又は第6号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者</p> <p>・移換対象者の範囲を定める場合にあつては、当該範囲は、実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。</p> <p>・企業型年金規約の施行日は、移換</p>	<p>は、育児休業、介護休業等の休職期間を含むものであること。</p> <p>・事業主の負担に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務を委託した場合における当該確定拠出年金運営管理機関に係る事務費の額又はその算定方法、その負担の方法(事業主の負担割合と企業型年金加入者等の負担割合に関することを含む。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>・企業型年金加入者等に対し、いつ、どのような事項を、どのような方法で行うかについて詳細に企業型年金規約に明記されていること。</p> <p>・左の規約記載事項の6の企業型年金加入者資格に関する事項に係る審査要領と同様であること。</p>	<p>11. 実施に要する事務費の負担に関する事項</p> <p>12. その他政令で定める事項 ア～エ (略)</p> <p>オ. 資産運用に資するための基礎的な資料の提供等による措置の内容及び方法</p> <p>カ. 企業型年金の事業年度に関する事項</p> <p>キ. 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p>	<p>一 企業型年金加入者の資格を喪失した日において当該企業型年金の障害給付金の受給権者である者</p> <p>二 法第11条第1号、第3号、第5号(法第4条第3項に規定する企業型年金規約の変更に係る場合に限る。)又は第6号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者</p> <p>・移換対象者の範囲を定める場合にあつては、当該範囲は、実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。</p> <p>・企業型年金規約の施行日は、移換</p>	<p>は、育児休業、介護休業等の休職期間を含むものであること。</p> <p>・事業主の負担に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①運営管理機関に運営管理業務を委託した場合における当該運営管理機関に係る事務費の額又はその算定方法、その負担の方法(事業主の負担割合と企業型年金加入者等の負担割合に関することを含む。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>・加入者等に対し、いつ、どのような事項を、どのような方法で行うかについて詳細に規約に明記されていること。</p> <p>・左の規約記載事項の6の加入者資格に関する事項に係る審査要領と同様であること。</p>
--	---	---	--	--	--

	<p>前制度における規約又は規定の変更日と同日であること（厚生年金基金の解散及び退職金共済契約からの解除の場合を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移換対象者は、企業型年金規約の施行日又は令第22条第2項各号に定める日（第5号の場合にあっては、最初に資産の移換を受ける日）において、企業型年金の<u>企業型年金加入者</u>であること。 ・通算加入者等期間に算入する期間の範囲を<u>企業型年金規約</u>に定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算加入者等期間に算入する期間は以下にあげる期間のうち、資産の移換の対象となった期間とすること。（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。） ・厚生年金基金からの移換の場合 当該厚生年金基金の加入員であった期間（当該厚生年金基金の給付の算定において、当該厚生年金基金の加入員となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。） ・確定給付企業年金からの移換の場合 当該確定給付企業年金の加入者であった期間（当該確定給付企業年金の給付の算定において、確定給付企業年金の加入者となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。） ・退職金共済からの移換の場合 当該退職金共済の解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（①特定退職金共済から個人単位で移換した資産、②特退共事業と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産、③厚生年金基金等と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産がある場合における当該資産の算定基礎となった期間（当該資 		<p>前制度における規約又は規定の変更日と同日であること（厚生年金基金の解散及び退職金共済契約からの解除の場合を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移換対象者は、企業型年金規約の施行日又は政令第22条第2項各号に定める日（第5号の場合にあっては、最初に資産の移換を受ける日）において、企業型年金の加入者であること。 ・通算加入者等期間に算入する期間の範囲を規約に定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算加入者等期間に算入する期間は以下にあげる期間のうち、資産の移換の対象となった期間とすること。（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。） ・厚生年金基金からの移換の場合 当該厚生年金基金の加入員であった期間（当該厚生年金基金の給付の算定において、当該厚生年金基金の加入員となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。） ・確定給付企業年金からの移換の場合 当該確定給付企業年金の加入者であった期間（当該確定給付企業年金の給付の算定において、確定給付企業年金の加入者となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。） ・退職金共済からの移換の場合 当該退職金共済の解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（①特定退職金共済から個人単位で移換した資産、②特退共事業と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産、③解散存続厚生年金基金と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産がある場合における当該資産の算定基礎となった期間
--	--	--	--	---	---

	<p>・退職手当制度からの移換の場合には、<u>全第22条第1項第5号のイに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内</u>であること。</p>	<p>産に係る制度に加入していた期間)のうち、退職金共済と重複して加入していた期間を除いた期間を含む。)</p> <p>・退職手当制度からの移換の場合 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間 ただし、既に企業型年金の<u>企業型年金加入者</u>として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。また、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しないこと。</p> <p>・次の①及び②の合計額の範囲内であること。 ①移行日(退職給与規程の改正又は廃止が行われた日)の前日における自己都合退職による要支給額から移行日における自己都合退職による要支給額と同日に</p>		<p>・退職手当制度からの移換の場合には、<u>政令第22条第1項第5号のイに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内</u>であること。</p>	<p>(当該資産に係る制度に加入していた期間)のうち、退職金共済と重複して加入していた期間を除いた期間を含む。)</p> <p>・退職手当制度からの移換の場合 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間 ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。また、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しないこと。</p> <p>・次の①及び②の合計額の範囲内であること。 ①移行日(退職給与規定の改正又は廃止が行われた日)の前日における自己都合退職による要支給額から移行日における自己都合退職による要支給額と同日に</p>
--	---	--	--	--	--

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の移換日が企業型年金規約に定められていること。 	<p>において厚生年金基金、確定給付企業年金から資産が移換することとなった額を控除した額</p> <p>②①で算定した額に係る移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額 (※)</p> <p>※利子に相当する額の算定に用いる利率は、移行日における確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号の規定に基づいて厚生労働大臣が定める率 (零を下回る場合にあつては、零)。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金又は確定給付企業年金の給付の一部を減額して資産を移換する場合 資産移換に伴い厚生年金基金又は確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々の末日以前となっていること。 厚生年金基金又は確定給付企業年金を解散又は終了して資産を移換する場合 厚生年金基金又は確定給付企業年金の清算が終了した日となっていること。 退職金共済から解約手当相当額を移換する場合 企業型年金への解約手当相当額の引渡し又は移換に関する申出を行った日の属する月の翌々の末日以前となっていること。 退職手当制度からの移換の場合 何年度に分けて移換を行うか、毎年度いつ移換を行うかを定めていること。 資産の移換は、移行年度の翌年度から起算して3年度以上7年度以内の年度まで行うこととなっており、また、毎年度の移換額が均等になつ 		<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の移換日が規約に定められていること。 	<p>において厚生年金基金、確定給付企業年金から資産が移換することとなった額を控除した額</p> <p>②①で算定した額に係る移行日から資産の移換を受ける最後の年度までの期間に応ずる利子に相当する額 (※)</p> <p>※利子に相当する額の算定に用いる利率は、移行日における確定給付企業年金法施行規則第43条第2号第1号の規定に基づいて厚生労働大臣が定める率 (零を下回る場合にあつては、零)。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金又は確定給付企業年金の給付の一部を減額して資産を移換する場合 資産移換に伴い厚生年金基金又は確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々の末日以前となっていること。 厚生年金基金又は確定給付企業年金を解散又は終了して資産を移換する場合 厚生年金基金又は確定給付企業年金の清算が終了した日となっていること。 退職金共済から解約手当相当額を移換する場合 企業型年金への解約手当相当額の引渡しに関する申出を行った日の属する月の翌々の末日以前となっていること。 退職手当制度からの移換の場合 何年度に分けて移換を行うか、毎年度いつ移換を行うかを定めていること。 資産の移換は、移換を行う日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の年度まで行うこととなっており、また、
--	--	---	--	---	--

	<p>(厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度から制度単位で資産の移換を行うための要件として確認すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金又は確定給付企業年金からの移換の場合は、当該厚生年金基金の規約の変更又は解散について、厚生労働省において認可されるものであることを確認の上、同日付で(厚生年金基金解散の場合は、当該厚生年金基金規約に規定する残余財産の移換を申し出ることができる期日までに)企業型年金規約の承認を行うものであること。 ・中小企業者でなくなったことによる退職金共済からの移換の場合は、「中小企業者でなくなったことの届」の届出日から起算し9か月後の応当日の属する月の末日を限度として、企業型年金規約の承認を行うものであること。 ・中小企業退職金共済法第31条の4に規定する合併等による退職金共済からの移換の場合は、解約手当金相当額の受け入れについて企業型年金規約に定めていること。 <p>(略)</p>	<p>ていること。<u>ただし、移行日が当年度の1月1日から3月31日までの間であり、年度内に移換資産の総額を正確に算定することが困難であると見込まれる場合には、移行日の属する年度の翌年度を資産の移換の初年度とすること。</u></p> <p>企業型年金加入者の資格を喪失した者に係る移換を行う日は、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余財産の移換を申し出ることができる期日について、①厚生年金基金規約に具体的に期日が示されている場合は、それまでに承認ができる見込みであること、②厚生年金基金の財産目録等の承認申請日としている場合は、当該厚生年金基金の清算人に当該日の見込みが確認されていること。なお、企業型年金規約の承認日が厚生年金基金の財産目録等の承認申請日より後になったときは、残余財産の移換が行えない点に留意すること。 ・退職給与規程の改廃による資産移換の場合は、それに先立って退職給与の増額等が行われたものかどうか、企業型年金への移換の額及び時期、改正理由等から、客観的にみて当該規程の改廃による資産移換が主として拠出限度額を超えて行うことを目的としていると認められないこと。 		<p>(厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度から制度単位で資産の移換を行うための要件として確認すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金又は確定給付企業年金からの移換の場合は、当該厚生年金基金の規約の変更又は解散について、厚生労働省において認可されるものであることを確認の上、同日付で(厚生年金基金解散の場合は、当該厚生年金基金規約に規定する残余財産の移換を申し出ることができる期日までに)企業型年金規約の承認を行うものであること。 ・退職金共済からの移換の場合は、「中小企業者でなくなったことの届」の届出日から起算し9ヶ月後の応当日の属する月の末日を限度として、企業型年金規約の承認を行うものであること。 <p>(略)</p>	<p>毎年度の移換額が均等になっていること。</p> <p>企業型年金加入者の資格を喪失した者に係る移換を行う日は、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余財産の移換を申し出ることができる期日について、①厚生年金基金規約に具体的に期日が示されている場合は、それまでに承認ができる見込みであること、②厚生年金基金の財産目録等の承認申請日としている場合は、当該厚生年金基金の清算人に当該日の見込みが確認されていること。なお、企業型年金規約の承認日が厚生年金基金の財産目録等の承認申請日より後になったときは、残余財産の移換が行えない点に留意すること。 ・退職給与規程の改廃による資産移換の場合は、それに先立って退職給与の増額等が行われたものかどうか、企業型年金への移換の額及び時期、改正理由等から、客観的にみて当該規程の改廃による資産移換が主として拠出限度額を超えて行うことを目的としていると認められないこと。
--	---	--	--	---	--

<p>ク. 脱退一時金相当額等（厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金）の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金相当額等の受け入れについて<u>企業型年金規約</u>に定めていること。 ・脱退一時金相当額等として移換を受けた資産は、個人別管理資産に充てるものとして<u>企業型年金規約</u>に定めていること。 ・通算加入者等期間に算入する期間の範囲を<u>企業型年金規約</u>に定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算加入者等期間に算入する期間は、以下に掲げる期間とすること。 （60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。） ・厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換の場合 当該厚生年金基金から移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 ・確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換の場合 当該確定給付企業年金から移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 ・企業年金連合会からの年金給付等積立金の移換の場合 企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は解散した厚生年金基金の加入員であった期間 ・企業年金連合会からの積立金の移換の場合 企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者期間 ・ただし、既に企業型年金の<u>企業型年金加入者</u>として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間 	<p>ク. 脱退一時金相当額等（厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金）の移換に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金相当額等の受け入れについて規約に定めていること。 ・脱退一時金相当額等として移換を受けた資産は、個人別管理資産に充てるものとして規約に定めていること。 ・通算加入者等期間に算入する期間の範囲を規約に定めていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算加入者等期間に算入する期間は、以下に掲げる期間とすること。 （60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。） ・厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換の場合 当該厚生年金基金から移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 ・確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換の場合 当該確定給付企業年金から移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 ・企業年金連合会からの年金給付等積立金の移換の場合 企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は解散した厚生年金基金の加入員であった期間 ・企業年金連合会からの積立金の移換の場合 企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者期間 ・ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。
---	---	---	---	---	---

<p>ケ. <u>確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、個人別管理資産の移換に関する事項</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令第25条第1項に規定する企業型年金加入者の資格を取得した場合の脱退一時金相当額等の移換に関する事項について説明をすること。</u> ・ <u>個人別管理資産を移換する制度の種別を企業型年金規約に定めていること。</u> ・ <u>個人別管理資産の移換に伴い通算加入者等期間から控除される期間の範囲を企業型年金規約に定めていること。</u> 	<p>を除くこと。また、法附則第2条の2又は第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主は、従業員が企業型年金加入者の資格を取得したときは、当該企業型年金加入者が企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、脱退一時金相当額等の移換の申出の期限、通算加入者等期間への算入期間及び申出の手續、その他脱退一時金等の移換に関して必要な事項について、当該企業型年金加入者の資格を取得した者に説明するものであること。 ・ <u>通算加入者等期間から控除される期間は、以下に掲げる期間とすること。</u> (個人別管理資産の移換日の翌日が属する月の前月までの期間に 	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>政令第25条に規定する企業型年金加入者の資格を取得した場合の脱退一時金相当額等の移換に関する事項について説明をすること。</u> <p>(新設)</p>	<p>また、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主は、従業員が企業型年金加入者の資格を取得したときは、当該加入者が企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、脱退一時金相当額等の移換の申出の期限、通算加入者等期間への算入期間及び申出の手續、その他脱退一時金等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明するものであること。 <p>(新設)</p>
---	---	---	-------------	---	--

	<p>・退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、<u>法第54条の5に規定する合併等（以下「合併等」という。）として規則第31条の5に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）を企業型年金規約に定めていること。</u></p>	<p>限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）</u> ・<u>個人型年金の個人型年金加入者期間（個人型年金の個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）</u> ・<u>法第54条第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間</u> ・<u>法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間</u> ・<u>法第74条の2第2項の規定により法第73条において準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間</u> <p>・<u>企業型年金加入者のうち退職金共済の被共済者となり個人別管理資産を移換する者について、合併等に伴い企業型年金加入者の資格を喪失するものであること。</u></p> <p>・<u>事業主は、合併等を事由として資格喪失した企業型年金加入者であった者の同意を得て、当該企業型年金の資産管理機関に対し当該同意を得た企業型年金加入者であった者に係る個人別管理資産の移換を申し出るものであること。</u></p> <p>・<u>合併等を実施したことを証する書類により、以下の事項について確認すること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>規則第31条の5に規定する行為のいずれかに該当するものであること。</u> ②<u>規約の変更による資格喪失日が合併等を行った日から起算して</u> 			
--	---	--	--	--	--

	<p>・令第25条第2項に規定する企業型年金加入者の資格を喪失又は当該企業型年金が終了した場合の個人別管理資産の移換に関する事項について説明をすること。</p>	<p>1年以内であること。なお、合併等を行った日から起算して1年を超えている場合にあつては、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が指定する場合に該当すること。</p> <p>・法第54条の5の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第31条の4の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。</p> <p>・当該申出の契機となる合併等の実施年月日が企業型年金規約に明記されていること。</p> <p>・事業主は、企業型年金の企業型年金加入者が資格喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産を移換することができる旨（退職金共済に移換する場合にあつては、当該企業型年金加入者が中小企業退職金共済法第31条の3第1項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限る。）、その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項について、当該企業型年金加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に説明するものであること。</p> <p>（注） その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項は、例えば、資格喪失日（企業型年金</p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>その他の事項について</p> <p>(1) 実施事業所（法第3条第3項第2号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としていないこととされていること。</p> <p>(2) 事業主掛金の額の算定方法、法第25条第1項の規定により運用の指図を行うことができる回数、同条第2項に規定する提示運用方法の数及び種類、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第3条第3項第10号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。</p> <p>(3) 法第25条第1項の規定により企業型年金加入者等が運用の指図を行うことを事業主が不当に制約するものでないこと。</p>	<p>が終了した場合は、終了日)における個人別管理資産額及び通算加入者等期間、当該日において個人別管理資産を移換したとした場合に通算加入者等期間から控除される期間、確定給付企業年金又は退職金共済の制度の概要等を説明するものであること。</p> <p>・1の事業所が複数の企業型年金規約を策定し、複数の企業型年金を実施することは可能である（例えば、技術職・営業職・事務職など職種毎の企業型年金規約等）が、この場合においては、従業員が重複して複数の企業型年金の企業型年金加入者とならないよう企業型年金規約に明記されていること。</p> <p>・左の規約承認事項にある事業主掛金の額などの各事項について、特定の者について不当に差別的な取扱いとなっていないこと。（すなわち、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の者のみ異なる取扱いとなっていないこと。）</p> <p>・企業型年金加入者等が自らの意思に基づいて運用の指図を行うことが企業型年金規約において明確となっていること。 （たとえば、企業型年金加入者等が自社株や自社社債などの特定の</p>		<p>その他の事項について</p> <p>(1) 実施事業所（法第3条第3項第2号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としていないこととされていること。</p> <p>(2) 事業主掛金の額の算定方法、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法、法第23条第1項の規定により提示される運用の方法の数又は種類、法第25条第1項の規定により運用の指図を行うことができる回数、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第3条第3項第10号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。</p> <p>(3) 企業型年金加入者又は企業型年金運用指図者が法第25条第1項の規定により運用の指図を行うことを事業主が不当に制約するものでないこと。</p>	<p>・1の事業所が複数の規約を策定し、複数の企業型年金を実施することは可能である（例えば、技術職・営業職・事務職など職種毎の規約等）が、この場合においては、従業員が重複して複数の企業型年金の企業型年金加入者とならないよう規約に明記されていること。</p> <p>・左の規約承認事項にある事業主掛金の額などの各事項について、特定の者について不当に差別的な取扱いとなっていないこと。（すなわち、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の者のみ異なる取扱いとなっていないこと。）</p> <p>・加入者等が自らの意思に基づいて運用の指図を行うことが規約において明確となっていること。 （たとえば、加入者等が自社株や自社社債などの特定の運用の方法を必ず選択することを義務づけて</p>
--	---	--	--	---	--

	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 令第2条第2号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が3年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。</p> <p>(7) 法第5条第3項ただし書に規定するみなし同意に関する記載がある場合、重要な事項についてみなし同意とするものでないこと。</p> <p>(8) 令第46条の2第1項に規定する企業型年金加入者が資格喪失した場合の個人別管理資産の移換に関する事項について説明すること。</p>	<p>運用の方法を必ず選択することを義務づけていないこと。) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該みなし同意が認められる事項としては、当該変更に係る実施事業所の名称、加入資格、掛金又は運営管理手数料等があり、<u>確定拠出年金運営管理機関、資産管理機関の変更、代表事業所の変更等、重要な事項</u>と思われる事項が規定されていないこと。 ・事業主は、<u>企業型年金の企業型年金加入者が資格喪失したとき又は当該企業型年金が終了したときは、個人別管理資産の移換に関する事項について、当該企業型年金加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等</u>であった者に説明するものであること。 <p>(注) <u>個人別管理資産の移換に関する事項には、例えば、資格喪失日（企業型年金が終了した場合は、終了日）における個人別管理資産額、他の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合又は個人型年金の個人型年金加入者等となった場合には個人別管理資産の移換を行うことができること、個人別管理資産の移換</u></p>		<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 政令第2条第2号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が3年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。</p> <p>(7) 法第5条第3項ただし書に規定するみなし同意に関する記載がある場合、重要な事項についてみなし同意とするものでないこと。</p> <p>(8) 政令第46条の2に規定する企業型年金加入者が資格喪失した場合の個人別管理資産の移換に関する事項について説明すること。</p>	<p>いないこと。) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該みなし同意が認められる事項としては、当該変更に係る実施事業所の名称、加入資格、掛金又は運営管理手数料等があり、<u>運営管理機関、資産管理機関の変更、代表事業所の変更等、重要な事項</u>と思われる事項が規定されていないこと。 ・事業主は、<u>企業型年金の加入者が資格喪失したとき又は当該企業型年金規約が終了したときは、個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であつた者に説明するものであること。</u>
--	--	--	--	---	---

	(9) (略)	を行わずに資格喪失日の属する月の翌月から起算して6月を経過した場合に連合会に個人別管理資産が移換されること等が含まれる。 (略)
--	---------	---

(削除)

(別紙)

企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容

(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつう対処すること。

① (略)

② 「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみ企業型年金加入者とする事。

なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については企業型年金加入者としないことができるものであること。

③ 「一定の年齢」

実施事業所において企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみ企業型年金加入者とする事。（合理的な理由がある場合に限る）

(注) 一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得日に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみ企業型年金加入者とする事とはできるものであること。

④ (略)

	(9) (略)	(略)
--	---------	-----

(※)「法」とは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）、「政令」とは、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）、「省令」とは、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）をいう。

(別紙)

企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容

(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつう対処すること。

① (略)

② 「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみ企業型年金加入者とする事。

③ 「一定の年齢」

実施事業所において企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみ企業型年金加入者とする事。（合理的な理由がある場合に限る）

(注) 一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金を実施するときに50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみ企業型年金加入者とする事とはできるものであること。

なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については企業型年金加入者としないことができるものであること。

④ (略)

(2) (略)

(別紙2-1)

(企業型年金規約承認申請書)

第 平成 年 月 日	号 日
〇〇厚生(支)局長 〇〇 〇〇 殿	
申請者 住 所 事業所名称 事業主名称	印
〇 〇 企業型年金規約承認申請書	
標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。	
記	
1. 企業型年金規約	
2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	
3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	
4. 確定拠出年金運営管理機関委託仮契約書の写し	
5. 資産管理仮契約書の写し	
6. 就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し	
7. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類	
8. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることを明らかにする書類	
9. 労使協議の経緯を明らかにする書類	
10. 確定拠出年金運営管理機関の選任理由書	
11. その他必要な書類	

(2) (略)

(別紙2)

(企業型年金規約承認申請書)

第 平成 年 月 日	号 日
〇〇厚生(支)局長 〇〇 〇〇 殿	
申請者 住 所 事業所名称 事業主名称	印
〇 〇 企業型年金規約承認申請書	
標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。	
記	
1. 企業型年金規約	
2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	
3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	
4. 確定拠出年金運営管理機関委託仮契約書の写し	
5. 資産管理仮契約書の写し	
6. 就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し	
7. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類	
8. その他必要な書類	

(簡易企業型年金規約承認申請書)

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿

申請者 住 _____ 所
事業所名称 _____
事業主名称 _____ 印

〇〇企業型年金規約承認申請書

標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 簡易企業型年金規約
2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書
3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
4. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることを明らかにする書類
5. 労使協議の経緯を明らかにする書類
6. 簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類
7. その他必要な書類

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

〔規約名： 〕

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施（代表）事業所名称		所在地			
		〒			
事業主名称		住所			
		〒			
業 態	従業員数	他の企業年金制度		実施事業所数	
		1 無 2 有 ()			
事業主が行う運営管理業務の内容（委託する業務を除く。）					
運営管理機関 (3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区	1 委託	登録番号		名称
	分	2 再委託	所在地		
	委託事務の内容				
	区	1 委託	登録番号		名称
	分	2 再委託	所在地		
	委託事務の内容				
資産管理機関	名 称		所 在 地		

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

〔規約名： 〕

実施（代表）事業所名称		所在地			
		〒			
事業主名称		住所			
		〒			
業 態	従業員数	他の企業年金制度		実施事業所数	
		1 無 2 有 ()			
事業主が行う運営管理業務の内容（委託する業務を除く。）					
運営管理機関 (3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区	1 委託	登録番号		名称
	分	2 再委託	所在地		
	委託事務の内容				
	区	1 委託	登録番号		名称
	分	2 再委託	所在地		
	委託事務の内容				
資産管理機関	名 称		所 在 地		

確定拠出年金企業型年金概要書 (2/3)

〔規約名： 〕

加入者資格 (簡易企業型年金で ある場合は「1」に ○を付してください。)	1 従業員全員 2 一定の資格 内容			
掛金額の算定方法 (簡易企業型年金で ある場合は「1」に ○を付してください。)	1 定額 () 2 定率 () 3 併用 () <特記事項>			
運用の方法 (該当するもの全て に○を付してください。)	1 預金または貯金 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険等または生命共済 5 損害保険			
運用指図の方法				
事務費、手数料 の負担 (負担者は 1 事業主 2 加入者 3 その他 負担方法は 1 掛金 2 資産 3 その他 負担時期・回数 を記入)	事務費・手数料	負担者	負担方法	負担額・割合
	○運営管理機関 ・記録関連業務費用 ・運用関連業務費用 ・その他 ()			
	○資産管理機関 ・資産管理費用 ・その他 ()			
	○いわゆる投資教育に要する費用			
	○法第25条第4項に係る費用			
	<特記事項>			
給付の方法	老齢給付 1 一時金有 2 一時金無 障害給付 1 一時金有 2 一時金無 <特記事項>			
返還資産額の有無	(算定方法) 1 有 2 無 <特記事項>			

確定拠出年金企業型年金概要書 (2/3)

〔規約名： 〕

加入者資格	1 従業員全員 2 一定の資格 内容			
掛金額の算定方法	1 定額 () 2 定率 () 3 併用 () <特記事項>			
運用の方法 (該当するもの全て に○を付してください。)	1 預金または貯金 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険等または生命共済 5 損害保険			
運用指図の方法				
事務費、手数料 の負担 (負担者は 1 事業主 2 加入者 3 その他 負担方法は 1 掛金 2 資産 3 その他 負担時期・回数 を記入)	事務費・手数料	負担者	負担方法	負担額・割合
	○運営管理機関 ・記録関連業務費用 ・運用関連業務費用 ・その他 ()			
	○資産管理機関 ・資産管理費用 ・その他 ()			
	○いわゆる投資教育に要する費用			
	○法第25条第4項に係る費用			
	<特記事項>			
給付の方法	老齢給付 1 一時金有 2 一時金無 障害給付 1 一時金有 2 一時金無 <特記事項>			
返還資産額の有無	(算定方法) 1 有 2 無 <特記事項>			

実施事業所一覧

[規約名:]

実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						

- (注1) 厚=厚生年金基金、確=確定給付企業年金、中=中小企業退職金共済、私=私立学校教職員共済、退=退職手当制度、石=石炭鉱業年金基金
- (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注7) 「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用方法を提示している場合のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分を記載すること。

実施事業所一覧

[規約名:]

実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
実施事業所名称						
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
実施事業所名称						
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
実施事業所名称						
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有

- (注1) 厚=厚生年金基金、確=確定給付企業年金、中=中小企業退職金共済、私=私立学校教職員共済、退=退職手当制度、石=石炭鉱業年金基金
- (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

添付書類（承認） (別紙7)

添付書類	規約の承認			規約の変更（承認）										企業型年金の終了			
	加入者に一定の資格を定める場合(注3)	他の制度からの資産移換を伴う場合	その他	事業所(注2)の増加の場合(事業所の名称のみを追加する場合を除く)	確定拠出年金運用管理機関との委託契約に係る規約の変更の場合(注3)	資産管理規約の変更(注3)	就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職規程)の内容に変更を伴う場合	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲を変更するとき(注3)	指定運用方法に係る規約の変更	他の制度からの資産移換を伴う場合(脱退一時金等を除く)	退職金(又は退職金)の移換する場合	その他					
企業型年金規約(案)	○	○	○														
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
確定拠出年金運用管理機関委託契約書(案)の写し(注3)	○	○	○	○	○	○	○									△	
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○	○	○	○	○	○	○		○								○
運営管理機関の選任理由書(注3)	○	○	○	△												△	
資産管理規約書(案)の写し(注3)	○	○	○	○		○										△	
就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し(注1)	△	△	△	△			○	△									
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○	○	○												△	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類(注3)	○			△				○								△	
簡易企業型年金の要件に適合することを証する書類(注4)		○	○	○													
移換の対象となる制度の規約、規程等		△		△						△						△	
中小企業者でなくなったことの届の写し		△		△						△						△	
合併等を実施したことを証する書類																○	
規約の一部を変更する規約(案)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書				○													
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				○													
終了の理由書																	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

(注1) 就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合においては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。また、簡易企業型年金においては、就業規則等を省略できるが、規約条文において引用する場合は添付が必要。次頁において同じ。

(注2) 船舶を含む。以下この頁及び次頁において同じ。

(注3) 簡易企業型年金の場合を除く。

(注4) 簡易企業型年金の場合に限る。

(注5) 合併等を実施したことを証する書類として、例えば、①会社合併を行った場合には「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「登記事項証明書」の3点を、②会社分割を行った場合には「分割契約書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」及び「事業主からの証明書(分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の4点を、③事業譲渡を行った場合には「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「事業主からの証明書(事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の3点を添付すること。

添付書類（承認） (別紙7)

添付書類	規約の承認			規約の変更（承認）										企業型年金の終了			
	加入者に一定の資格を定める場合	他の制度からの資産移換を伴う場合	その他	事業所(注2)の増加の場合(事業所の名称のみを追加する場合を除く)	確定拠出年金運用管理機関との委託契約に係る規約の変更の場合	資産管理規約の変更	就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職規程)の内容に変更を伴う場合	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲を変更するとき	指定運用方法に係る規約の変更	他の制度からの資産移換を伴う場合(脱退一時金等を除く)	退職金(又は退職金)の移換する場合	その他					
企業型年金規約(案)	○	○	○														
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
確定拠出年金運用管理機関委託契約書(案)の写し(注3)	○	○	○	○	○	○	○									△	
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○	○	○	○	○	○	○		○								○
運営管理機関の選任理由書(注3)	○	○	○	△												△	
資産管理規約書(案)の写し(注3)	○	○	○	○		○										△	
就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し(注1)	△	△	△	△			○	△									
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○	○	○												△	
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類	○			△				○								△	
移換の対象となる制度の規約、規程等		△		△						△						△	
中小企業者でなくなったことの届の写し		△		△						△						△	
合併等を実施したことを証する書類																○	
規約の一部を変更する規約(案)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書				○													
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				○													
終了の理由書																	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

(注1) 就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合においては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。次頁において同じ。

(注2) 船舶を含む。以下この頁及び次頁において同じ。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号） 新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準			(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
3-11. 他の確定給付企業年金、 存続厚生年金基金、 確定拠出年金、 中小企業退職金共済又は連 合会（以下「他 制度」という。） へ脱退一時金相 当額、 積立金又は残余財産の移 換を行う場合に おける当該脱退 一時金相当額、 積立金又は残余 財産の移換に関 する事項及び他 制度から脱退一 時金相当額、積 立金、個人別管 理資産、解約手	(1)他制度（中小企業退職金共済を除く。）への脱退一時金相当額の移換	<ul style="list-style-type: none"> ・中途脱退者（法第81条の2第1項に定める中途脱退者をいう。）により他制度（中小企業退職金共済を除く。）への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合（他の確定給付企業年金又は存続厚生年金基金へ移換する場合には、当該他の確定給付企業年金又は存続厚生年金基金の規約において脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限る。）には、当該移換を行うことを明記していること。 ・移換の申出は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日（移換先が存続厚生年金 	3-11. 他の確定給付企業年金、 存続厚生年金基金、 確定拠出年金又は連合会 （以下「他制度」という。）へ脱退一時金相当額の移換を行う場合 における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度（ <u>確定拠出年金を除く</u> ）から脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の	(1)他制度への脱退一時金相当額の移換	<ul style="list-style-type: none"> ・中途脱退者（法第81条の2第1項に定める中途脱退者をいう。）により他制度への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合（他の確定給付企業年金又は存続厚生年金基金へ移換する場合には、当該他の確定給付企業年金又は存続厚生年金基金の規約において脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限る。）には、当該移換を行うことを明記していること。 ・移換の申出は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日（移換先が存続厚生年金

<p>当金相当額又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<p>(2) <u>他制度（中小企業退職金共済に限る。）への積立金又は残余財産の移換</u></p>	<p>基金の場合は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先の制度の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日）までの間に限って行うことができるものであることを明記していること。</p> <p>・加入者のうち中小企業退職金共済の被共済者となり積立金又は残余財産を移換する者について、<u>法第82条の4第1項に規定する合併等（以下「合併等」という。）に伴い加入者の資格を喪失するものであること。</u></p> <p>・事業主は、<u>合併等を事由として資格喪失した加入者であった者の同意を得て、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に対し当該同意を得た加</u></p>	<p>移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<p>(新設)</p>	<p>基金の場合は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先の制度の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日）までの間に限って行うことができるものであることを明記していること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	---	---	-------------	---

		<p><u>入者であった者に係る積立金又は残余財産の移換を申し出るものであること。</u></p> <p><u>(主な確認事項)</u></p> <p><u>①合併等を実施したことを証する書類により、以下の事項について確認すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・規則第96条の7に規定する行為のいずれかに該当するものであること。</u> <u>・規約の変更による資格喪失日が合併等を行った日から起算して1年以内であること。なお、合併等を行った日から起算して1年を超えている場合にあつては、天災等のやむを得ない理由について確認すること。</u> <p><u>②法第82条の4第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機</u></p>			
--	--	---	--	--	--

	<p>(3) <u>他制度（中小企業退職金共済に限る。）からの解約手当金相当額の引渡し又は移換</u></p>	<p><u>となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。</u></p> <p>③<u>当該申出の契機となる合併等の実施年月日時点が規約に明記されていること。</u></p> <p>・<u>中小企業退職金共済から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、規則第43条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常予測に基づく予想額の現価に相当する額（以下「通常予測給付現価」という。）から解約手当金相当額を受換する前の通常予測給付現価を控除した額が、解約手当金相当額の合計額を下回らないもの</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	---	--	--	-------------	-------------

	<p>(4)加入者期間の計算に関する特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度から脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を当該者の加入者期間に算入するものであること。(令第50条の3、<u>令第54条の9</u>、令第88条の3第2項、厚生年金基 	<p><u>であることを掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書等の備考欄から確認すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済から<u>解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、合併等を行う前に解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する規定の整備を行うことは差し支えないこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> 算入する期間は、合理的に定めること。 算入する期間は、移換された脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超えてはならないこと。 脱退一時金相当額等の移換を受けた確定給付企業年金における加入者であった期間が1年未満である者については、移換された脱退一時金相当額等 		<p>(2)加入者期間の計算に関する特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度(<u>確定拠出年金を除く</u>)から脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を当該者の加入者期間に算入するものであること。(令第50条の3、令第88条の3第2項、厚生 	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 算入する期間は、合理的に定めること。 算入する期間は、移換された脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超えてはならないこと。 脱退一時金相当額等の移換を受けた確定給付企業年金における加入者であった期間が1年未満である者については、移換された脱退一時金相当額等
--	---	---	--	---	--

	<p>金令（昭和41年政令第324号）第52条の5の3第3項）</p> <p><u>(5)</u>一時金の額に関する特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他制度から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）のいずれか高い額であること。（規則第32条の2） 	<p>の算定の基礎となった期間を算入しなくてもよいこと。</p>		<p>年金基金令（昭和41年政令第324号）第52条の5の3第3項）</p> <p><u>(3)</u>一時金の額に関する特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他制度（<u>確定拠出年金を除く</u>）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）のいずれか高い額であること。（規則 	<p>の算定の基礎となった期間を算入しなくてもよいこと。</p>
--	---	----------------------------------	--	---	----------------------------------

	<p>(6)脱退一時金の支給の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第27条第2号から第5号までのいずれかに該当することとなつたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）を支給すること。（規則第32条の3） 			<p>第32条の2)</p> <p>(4)脱退一時金の支給の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度（<u>確定拠出年金を除く</u>）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第27条第2号から第5号までのいずれかに該当することとなつたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）を支給すること。 	
--	--	--	--	---	--

	<p>(7) 中途脱退者等への事業主等の説明義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等は、加入者の資格を取得又は喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換について必要な事項を説明しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明は企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき行われることが定められていること。 ・加入待期期間を設けている場合には、従業者が実施事業所に使用されるに至ったときに説明することが定められていること。 		<p>(規則第32条の3)</p> <p>(5) 中途脱退者等への事業主等の説明義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等は、加入者の資格を取得又は喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換について必要な事項を説明しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明は企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき行われることが定められていること。 ・加入待期期間を設けている場合には、従業者が実施事業所に使用されるに至ったときに説明することが定められていること。
<p>(別紙3) 申請書類一覧 (規約型企業年金)</p>			<p>(別紙3) 申請書類一覧 (規約型企業年金)</p>		

申請対象	承認事項等	認許の要否	認許の要否	認許の要否	(部)		認許の要否	認許の要否	(部)
					債権	債権			
41	規則承認申請書	●							
42	規則変更承認申請書		●						
43	規則変更届出書			●					
44	貸付承認申請書								
45	貸付承認申請書								
46	権利譲渡の移転承認申請書				●	●			
47	終了承認申請書						●		
48	貸付日数及び貸付対象者の承認申請書							●	
49	貸付届出書の承認申請書								
50	貸付届出書の届出に関する承認申請書								
51	特別貸付承認申請書								
512	特別貸付申込書承認申請書								
513	特別貸付方法中止届出書								
	規則 (四)	●							
	規則の一部を変更する規則 (五)		●	●					
	規則の変更届出書		●	●					
	前払対価戻式		●	●					
	権利譲渡の届出をふした書類 (24)				●	●			
	分組組合又は貸付者平等取扱の貸付業者の過半数を代表する者の同意書 (25)	●	●	●	●	●	●		
	分組組合の規約に関する事実上の総決断又は貸付者平等取扱の貸付業者の過半数を代表する者の同意書の承認書 (26)	●	●	●	●	●			
	権利譲渡の移転又は承認に関する同意を得たことを認める書類 (27)				●	○			
	特別届出方法届出書								
	特別届出方法変更届出書								
	特別届出方法中止届出書								
	前払対価戻式適用の届出方法の届出								
	前払対価戻式適用の届出方法を撤回した届出をふした書類								
	認可をふした貸付業者の承認書の承認書 (28)								
	認可をふした貸付業者の承認書の承認書の撤回届出 (29)								
	終了届出書						●		
52	貸付の取引の記録をふした書類	●	○	○	●				
	終了届出書 (30)				○				
	貸付の届の届出に係る同意を得たことを認める書類 (31)				○				
53	貸金の計算の記録をふした書類	●							
54	前払対価戻式承認申請書 (32)		○	○					
55	前払対価戻式を行わない届出をふした書類 (33)			○	○	○	○		
	届出の取引に関する届出書 (34)						○	○	
	貸付届出届出書に関する書類 (35)	●	○	○			○	○	
	貸付届出届出書の取り直し (36)	○	○	○			○	○	

申請対象	承認事項等	認許の要否	認許の要否	認許の要否	(部)		認許の要否	認許の要否	(部)
					債権	債権			
41	規則承認申請書	●							
42	規則変更承認申請書		●						
43	規則変更届出書			●					
44	貸付承認申請書								
45	貸付承認申請書								
46	権利譲渡の移転承認申請書				●	●			
47	終了承認申請書						●		
48	貸付日数及び貸付対象者の承認申請書							●	
49	貸付届出書の承認申請書								
50	貸付届出書の届出に関する承認申請書								
51	特別貸付承認申請書								
512	特別貸付申込書承認申請書								
513	特別貸付方法中止届出書								
	規則 (四)	●							
	規則の一部を変更する規則 (五)		●	●					
	規則の変更届出書		●	●					
	前払対価戻式		●	●					
	権利譲渡の届出をふした書類 (24)				●	●			
	分組組合又は貸付者平等取扱の貸付業者の過半数を代表する者の同意書 (25)	●	●	●	●	●	●		
	分組組合の規約に関する事実上の総決断又は貸付者平等取扱の貸付業者の過半数を代表する者の同意書の承認書 (26)	●	●	●	●	●			
	権利譲渡の移転又は承認に関する同意を得たことを認める書類 (27)				●	○			
	特別届出方法届出書								
	特別届出方法変更届出書								
	特別届出方法中止届出書								
	前払対価戻式適用の届出方法の届出								
	前払対価戻式適用の届出方法を撤回した届出をふした書類								
	認可をふした貸付業者の承認書の承認書 (28)								
	認可をふした貸付業者の承認書の承認書の撤回届出 (29)								
	終了届出書						●		
52	貸付の取引の記録をふした書類	●	○	○	●				
	終了届出書 (30)				○				
	貸付の届の届出に係る同意を得たことを認める書類 (31)				○				
53	貸金の計算の記録をふした書類	●							
54	前払対価戻式承認申請書 (32)		○	○					
55	前払対価戻式を行わない届出をふした書類 (33)			○	○	○	○		
	届出の取引に関する届出書 (34)						○	○	
	貸付届出届出書に関する書類 (35)	●	○	○			○	○	
	貸付届出届出書の取り直し (36)	○	○	○			○	○	

②	取締役候補、監事等候補の選定、独立役員候補等の取締役等当選後の取組を定めた書類		○	○	○
	確定拠出年金へ付帯を要する場合において必要な取組を定めた取組方針書類 (注1)			○	
	中小企業は勤労者へ資産を付与する機会において付帯を要しないことを定めた書類 (注1)			○	
	終了時の確立金の取組に最終報告書等作成及びその準備等定を定めた書類			●	
	株式会社等の取組の方法 (注2)			●	
	附帯目録				●
	附帯目録表				●
	附帯目録書				
	その他の取組書類				
	<input type="checkbox"/> 付帯目録に定めた取組目録の取組 (注3) <input type="checkbox"/> 中小企業は勤労者等取組及び中小企業は勤労者等の取組であることに関する取組 <input type="checkbox"/> 取締役の取組の取組 <input type="checkbox"/> 取組前の付帯目録表の取組	●	○	○	○

③	取締役候補、監事等候補の選定、独立役員候補等の取締役等当選後の取組を定めた書類		○	○	○
	確定拠出年金へ付帯を要する場合において必要な取組を定めた取組方針書類 (注1)			○	
	終了時の確立金の取組に最終報告書等作成及びその準備等定を定めた書類			●	
	株式会社等の取組の方法 (注2)			●	
	附帯目録				●
	附帯目録表				●
	附帯目録書				
	その他の取組書類				
	<input type="checkbox"/> 付帯目録に定めた取組目録の取組 (注3) <input type="checkbox"/> 中小企業は勤労者等取組及び中小企業は勤労者等の取組であることに関する取組 <input type="checkbox"/> 取締役の取組の取組 <input type="checkbox"/> 取組前の付帯目録表の取組	○	●	○	○

(基金型企業年金)

非執行役	取組書類	取締役	取締役候補者	取締役候補者	(注)	取組の取組(取組)				取締役候補者	取締役候補者	
						取組	取組	取組	取組			
31	取組認可申請書	●										
32	取組認可申請書		●									
33	取組認可申請書			●								
34	取組認可申請書											
35	取組認可申請書											
36	取組認可申請書											
37	取組認可申請書					●	●					
38	取組認可申請書								●			
39	取組認可申請書									●		
40	取組認可申請書										●	
41	取組認可申請書											●
42	取組認可申請書											
43	取組認可申請書											
規約(表)												
規約の 取組に関する規約(表)									●	●		
規約取組目録									●	●		
新訂取組目録									●	●		
付帯目録の取組									●	●		
付帯目録の取組を定めた書類(注1)									●	●		
取組をとる者の取組を定めた書類									●	○	○	
取組をとる者の取組を定めた書類(注2)									●	○	○	

(基金型企業年金)

非執行役	取組書類	取締役	取締役候補者	取締役候補者	(注)	取組の取組(取組)				取締役候補者	取締役候補者	
						取組	取組	取組	取組			
31	取組認可申請書	●										
32	取組認可申請書		●									
33	取組認可申請書			●								
34	取組認可申請書											
35	取組認可申請書											
36	取組認可申請書											
37	取組認可申請書											
38	取組認可申請書											
39	取組認可申請書											
40	取組認可申請書											
41	取組認可申請書											
42	取組認可申請書											
43	取組認可申請書											
規約(表)												
規約の 取組に関する規約(表)									●	●		
規約取組目録									●	●		
新訂取組目録									●	●		
付帯目録の取組									●	●		
付帯目録の取組を定めた書類(注1)									●	●		
取組をとる者の取組を定めた書類									●	○	○	
取組をとる者の取組を定めた書類(注2)									●	○	○	

労働組合の選任に関する事項のうち選任又は解任手続開始の要約選定の手続きを完了することの事業者の保証書 (注1)	●			
権利義務の継承又は承継に際して債権者保護のことを認める事項 (注2)		●	○	
特別償還方法禁止書				
特別償還方法変更書				
特別償還方法停止書				
破産管財人としての資格の付与申請の概要				
破産管財人としての資格を申請した旨通知した結果を了す次第 減少させる実態等報告の概要書の付録 (注6)		●		
減少させる実態等報告の概要書の付録 (注7)	●			
破産債権書				●
① 給付の提供の達成を完了した書類	●		○	○
給付債権者手書 (注9)			○	○
給付の提供の達成に係る同意を得たことを認める書類 (注10)			○	○
② 債権の消滅の達成を完了した書類	●			
④ 特別回収債権書 (注11)			○	○
特別回収債権者手書 (注12)		○	○	○
債権の回収に関する報告書 (注13)			○	○
債権回収進捗状況に関する書類 (注14)	●		○	○
労働債権等の手書 (注15)	○	○	○	○
労働債権の、債権者債権者、債権者手続開始後の破産債権手続開始の経過に関する書類	○	○	○	○
破産管財人等へ債権者債権者手続開始後において破産債権を消滅させる事項 (注16)			○	○
(注16) 債権者債権者手続開始後において破産債権を消滅させる事項 (注17)			○	○
⑤ 債権の消滅の達成が認められる旨の通知を完了した書類				●
債権消滅の達成の旨の通知 (注18)				●
労働手続				●
労働手続				●
債権の消滅の達成が認められたことを認める書類			○	○
決算報告書				
その他の報告書類				
① 債権者債権者手続開始後における債権者の保証書 (注19)	●	○		
② 債権者債権者手続開始後における債権者の保証書 (注20)	●	○	○	
破産債権者の特別選定手続の概要				

(表)

(表)

(表の見方)

1～3 (略)

(申請にあたっての注意事項)

(注1)～(注14) (略)

労働組合の選任に関する事項のうち選任又は解任手続開始の要約選定の手続きを完了することの事業者の保証書 (注1)	●			
権利義務の継承又は承継に際して債権者保護のことを認める事項 (注2)		●	○	
特別償還方法禁止書				
特別償還方法変更書				
特別償還方法停止書				
破産管財人としての資格の付与申請の概要				
破産管財人としての資格を申請した旨通知した結果を了す次第 減少させる実態等報告の概要書の付録 (注6)		●		
減少させる実態等報告の概要書の付録 (注7)	●			
破産債権書				●
① 給付の提供の達成を完了した書類	●		○	○
給付債権者手書 (注9)			○	○
給付の提供の達成に係る同意を得たことを認める書類 (注10)			○	○
② 債権の消滅の達成を完了した書類	●			
④ 特別回収債権書 (注11)			○	○
特別回収債権者手書 (注12)		○	○	○
債権の回収に関する報告書 (注13)			○	○
債権回収進捗状況に関する書類 (注14)	●		○	○
労働債権等の手書 (注15)	○	○	○	○
労働債権の、債権者債権者、債権者手続開始後の破産債権手続開始の経過に関する書類	○	○	○	○
破産管財人等へ債権者債権者手続開始後において破産債権を消滅させる事項 (注16)			○	○
(注16) 債権者債権者手続開始後において破産債権を消滅させる事項 (注17)			○	○
⑤ 債権の消滅の達成が認められる旨の通知を完了した書類				●
債権消滅の達成の旨の通知 (注18)				●
労働手続				●
労働手続				●
債権の消滅の達成が認められたことを認める書類			○	○
決算報告書				
その他の報告書類				
① 債権者債権者手続開始後における債権者の保証書 (注19)	●	○		
② 債権者債権者手続開始後における債権者の保証書 (注20)	●	○	○	
破産債権者の特別選定手続の概要				

(表)

(表)

(表の見方)

1～3 (略)

(申請にあたっての注意事項)

(注1)～(注14) (略)

(注15) 合併等を実施したことを証する書類として、例えば、①会社合併を行った場合には「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「登記事項証明書」の3点を、②会社分割を行った場合には「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」及び「事業主からの証明書(分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の4点を、③事業譲渡を行った場合には、「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「事業主からの証明書(事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の3点を添付すること。

(注16)～(注21) (略)

様式C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類

(企業型年金の資産管理機関又は独立行政法人勤労者退職金共済機構への資産の移換に係る必要事項)

資産の移換に係る積立状況 (平成 年 月 日現在)

(略)

(注1) 給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関又は独立行政法人勤労者退職金共済機構に積立金を移換する場合に提出すること。

(注2) 額の算定は、規約の施行日の5カ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として行う。

様式C3-イ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)

(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の

(新設)

(注15)～(注20) (略)

様式C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類

(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)

資産の移換に係る積立状況 (平成 年 月 日現在)

(略)

(注1) 給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関に積立金を移換する場合に提出すること。

(注2) 額の算定は、規約の施行日の5カ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として行う。

様式C3-イ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)

(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人

規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注4)～(注6) (略)

勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

(注4)～(注6) (略)

様式 C3-エ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

(略)

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

様式 C3-エ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

(略)

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

様式 C4-イ 総括表 (財政再計算報告書)

(略)

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引

様式 C4-イ 総括表 (財政再計算報告書)

(略)

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注4)～(注8) (略)

様式 C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

(略)

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注4)～(注8) (略)

様式 C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

(略)

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

様式 C6-ア

平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号 _____

事業所名 _____

1.～3. (略)

4. 年金通算状況

様式 C6-ア

平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号 _____

事業所名 _____

1.～3. (略)

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	

5. (略)

記載上の注意

1. ～ 3. (略)

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

5. (略)

記載上の注意

1. ～ 3. (略)

4. 年金通算状況

「件数」欄には、今事業年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. (略)

様式 C6-イ

平成 年 月 日

基金型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

基金番号 _____

_____ 企業年金基金

1. ~ 3. (略)

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	

4. 年金通算状況

「件数」欄には、今事業年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. (略)

様式 C6-イ

平成 年 月 日

基金型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

基金番号 _____

_____ 企業年金基金

1. ~ 3. (略)

4. 年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

解約手当金相当額	中小企業退職金共済	
(2) 他制度への資産の移換		
	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	
5. (略)		
記載上の注意		
1. ～ 3. (略)		
4. 年金通算状況		
「件数」欄には、今事業年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。		
5. (略)		

様式 E4

平成 年 月 日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書

5. (略)
記載上の注意
1. ～ 3. (略)
4. 年金通算状況
「件数」欄には、今事業年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
5. (略)

様式 E4

平成 年 月 日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書

＜受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）＞

（決算日 平成 年 月 日）

規約番号

事業所名

1. ～ 3. (略)

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	

＜受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）＞

（決算日 平成 年 月 日）

規約番号

事業所名

1. ～ 3. (略)

4. 年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	

5.・6. (略)

記載上の注意

1. ～ 3. (略)

4. 年金通算状況

「件数」欄には、今事業年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. (略)

5.・6. (略)	
記載上の注意	
1. ～ 3. (略)	
4. 年金通算状況	
「件数」欄には、今事業年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。	
5. (略)	

企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について (平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号) 新旧対照表

新	旧
<p>企業年金等の通算措置（ポータビリティの拡充）の細部については、別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」によることとしたので、遺憾のないように取り扱われたい。</p> <p>(別紙) 企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則</p> <p>第1 <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 25 年改正法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「改正前厚生年金保険法」という。）第 144 条の 3 又は平成 25 年改正法附則第 53 条若しくは第 54 条の規定による存続厚生年金基金間又は存続厚生年金基金・存続連合会間の脱退一時金相当額の移換等について</u></p> <p>1 <u>改正前厚生年金保険法第 144 条の 3 第 1 項の甲基金及び乙基金の規約においては、次に掲げる事項を定めること。</u></p> <p>(1) <u>乙基金へ権利義務を移転する甲基金の中途脱退者（改正前厚生年金保険法第 144 条の 3 第 1 項に規定する中途脱退者（規約で定める</u></p>	<p><u>国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）の一部が平成 17 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、企業年金等の通算措置（ポータビリティの拡充）の細部については、別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」によることとしたので、遺憾のないように取り扱われたい。</u></p> <p>(別紙) 企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則</p> <p>第1 <u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 144 条の 3 又は第 165 条の規定による厚生年金基金間又は厚生年金基金・企業年金連合会間の脱退一時金相当額の移換等について</u></p> <p>1 <u>法第 144 条の 3 第 1 項の甲基金及び乙基金の規約においては、次に掲げる事項を定めること。</u></p> <p>(1) <u>乙基金へ権利義務を移転する甲基金の中途脱退者（法第 144 条の 3 第 1 項に規定する中途脱退者（規約で定める加算年金を受けるた</u></p>

<p>加算年金を受けるための要件のうち、必要な加算適用加入員期間を満たす者を除く。)をいう。第2の1の(1)及び第5の2の(3)において同じ。)に係る権利義務のうち甲基金から乙基金へ引き継ぐものの算定方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>存続厚生年金基金</u> (平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下「<u>厚年基金</u>」という。)が平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可を受けている厚年基金 (以下「<u>将来返上基金</u>」という。)である場合にあっては、当該将来返上基金は、他の厚年基金及び存続連合会 (平成25年改正法附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。以下「<u>企年連</u>」という。)から、老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継及び年金給付等積立金 (平成25年改正法附則第53条第5項に規定する年金給付等積立金を除く。)の移換を受けることはできないが、脱退一時金相当額及び積立金 (平成25年改正法附則第53条第5項に規定する年金給付等積立金を含む。)の移換を受けることができること。</p> <p>3 将来返上基金から他の厚年基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合は、平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第132条第2項に規定する額を超える部分に限り、移転するものであること。</p> <p>4 厚年基金が他の厚年基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合において、当該権利義務が承継される者に係る当</p>	<p>めの要件のうち、必要な加算適用加入員期間を満たす者を除く。)をいう。第2の1の(1)、第5の2の(3)及び第6の1の(1)において同じ。)に係る権利義務のうち甲基金から乙基金へ引き継ぐものの算定方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>厚生年金基金</u> (以下「<u>基金</u>」という。)が法附則第32条第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律 (平成16年法律第104号。第6の1において「平成16年改正法」という。)第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項の認可を受けている基金 (以下「<u>将来返上基金</u>」という。)である場合にあっては、当該将来返上基金は、他の基金及び企業年金連合会 (以下「<u>連合会</u>」という。)から、老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継並びに脱退一時金相当額及び年金給付等積立金の移換を受けることはできないこと。</p> <p>3 将来返上基金から他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合は、法第132条第2項に規定する額を超える部分に限り、移転するものであること。</p> <p>4 基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合において、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基</p>
---	--

該他の厚年基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更し、当該期間に係る給付水準が下がることとなる場合にあつては、厚年基金は、当該権利義務が承継される者の減額になる旨の同意を得なければならないこと。

第2 厚年基金の加入員の資格又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金の加入者の資格を喪失又は取得した者に説明する事項について

1 厚年基金の加入員の資格又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金の加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に説明する事項

(1) 厚年基金又は確定給付企業年金の資格喪失者（中途脱退者（厚年基金の中途脱退者又は確定給付企業年金の中途脱退者（確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第50条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。）をいう。第5の2の（3）を除き、以下同じ。）である場合に限る。）である場合

厚年基金又は確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）は、以下に掲げる事項を資格喪失者に説明すること。（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「平成26年経過措置政令」という。）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の

金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更し、当該期間に係る給付水準が下がることとなる場合にあつては、基金は、当該権利義務が承継される者の減額になる旨の同意を得なければならないこと。

第2 加入員又は加入者の資格を喪失又は取得した者に説明する事項について

1 加入員又は加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に説明する事項

(1) 基金又は確定給付企業年金の資格喪失者（中途脱退者（基金の中途脱退者又は確定給付企業年金の中途脱退者（確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第50条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。）をいう。第5の2の（3）及び第6の1の（1）を除き、以下同じ。）である場合に限る。）である場合

基金又は確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）は、以下に掲げる事項を資格喪失者に説明すること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第55条の2第1項、確定給付企業年金法施行令第50条の4第1項、第65条の7第1項、第93条第1項若しくは第3項、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第74条の2第1項又は確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第89条の5第1項、第104条の4

<p>一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号。以下「平成 26 年整備政令」という。）第 1 条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号。以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第 55 条の 4 第 1 項、確定給付企業年金法施行令第 50 条の 4 第 1 項、平成 26 年経過措置政令第 3 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 26 年整備政令第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）第 93 条第 1 項若しくは第 3 項、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令</u>（平成 26 年厚生労働省令第 20 号。以下「平成 26 年整備等省令」という。）第 17 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 26 年整備等省令第 1 条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和 41 年厚生省令第 34 号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第 74 条の 3 第 1 項、<u>確定給付企業年金法施行規則</u>（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 89 条の 5 第 1 項、<u>平成 26 年整備等省令第 17 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 26 年整備等省令第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則</u>（以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。）第 142 条第 1 項若しくは第 3 項)</p> <p>① （略）</p> <p>② 脱退一時金相当額（確定給付企業年金の資格喪失者が負担した</p>	<p><u>第 1 項、第 142 条第 1 項若しくは第 3 項</u></p> <p>① （略）</p> <p>② 脱退一時金相当額（確定給付企業年金の資格喪失者が負担した</p>
--	--

掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額（以下「本人拠出相当額」という。）を含む。）及びその算定の基礎となった期間（以下「算定基礎期間」という。）（確定給付企業年金から他の確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、企年連又は国民年金基金連合会（以下「国基連」という。）に脱退一時金相当額を移換する場合にあつては、算定基礎期間の開始日及び終了日を含む。）

③ 資格喪失者は、次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢を有すること。

ア 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が厚年基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合又は当該事業所が確定拠出年金を実施している場合 当該事業所が実施する企業年金制度（厚年基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金をいう。以下同じ。）又は企年連への脱退一時金相当額の移換、脱退一時金の繰下げ（確定給付企業年金の規約において繰下げができる旨が定められている場合に限る。）及び脱退一時金の受給

イ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が厚年基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合、当該事業所が企業年金制度を実施していない場合又は資格喪失した日から1年以内に再就職しなかつ

掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額（以下「本人拠出相当額」という。）を含む。）及びその算定の基礎となった期間（以下「算定基礎期間」という。）

③ 資格喪失者は、次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢を有すること。

ア 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合又は当該事業所が確定拠出年金を実施している場合 当該事業所が実施する企業年金制度（基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金をいう。以下同じ。）又は連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

イ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合 連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

た場合 企年連への脱退一時金相当額の移換、脱退一時金の繰下げ（確定給付企業年金の規約において繰下げができる旨が定められている場合に限る。）及び脱退一時金の受給

ウ 個人型確定拠出年金の加入者の資格を取得する場合又はしている場合は、上記ア（当該事業所が企業型確定拠出年金を実施している場合は、個人型確定拠出年金に加入できる旨が規約に定められている場合に限る。）及びイのいずれの場合にも、上記の選択肢に加えて国基連への脱退一時金相当額の移換ができる旨

エ 資格を喪失した日から1年以内に厚年基金の老齢年金給付又は確定給付企業年金の老齢給付金の受給権を取得することとなる者である場合にあつては、その旨及び受給権を取得する日までの間に他の企業年金制度、企年連若しくは国基連への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給が行われなかった場合は、当該厚年基金又は確定給付企業年金から老齢年金給付若しくは一時金たる給付又は老齢給付金を支給することとなる旨

④ 企年連及び国基連の制度の概要、手数料及び連絡先

ウ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が企業年金制度を実施していない場合、資格を喪失した日から1年以内に再就職しなかった場合又は国民年金の第1号被保険者になった場合 次の場合に応じ、それぞれ次の選択肢

（ア） 個人型確定拠出年金の加入者になった場合 連合会又は国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

（イ） 個人型確定拠出年金に加入しない場合（個人型確定拠出年金の運用指図者である場合を含む。）連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

エ 資格を喪失した日から1年以内に基金の老齢年金給付の受給権を取得することとなる者である場合にあつては、その旨及び受給権を取得する日までの間に他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給が行われなかった場合は、当該基金から老齢年金給付又は一時金たる給付を支給することとなる旨

④ 連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡

- ⑤ 次に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、その旨。
 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び（ウ）を選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、企年連若しくは国基連への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。
- （ア） 速やかに脱退一時金を受給すること。
- （イ） 速やかに企年連への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- （ウ） 資格を喪失した日から1年を経過した時に企年連への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。

先

- ⑤ 次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、その旨。
- ア 資格喪失者が加入員又は加入者の資格を喪失した制度（以下「資格喪失制度」という。）が基金である場合 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び
（ア） c 又は（イ） b を選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。
- （ア） 当該資格喪失制度の規約に基づき、連合会へ脱退一時金相当額を移換する者である場合
- a 速やかに脱退一時金の受給を行うこと。
- b 速やかに脱退一時金相当額の移換を行うこと。
- c 資格を喪失した日から1年を経過した時に脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。
- （イ） （ア）に掲げる者以外のものであつて、当該資格喪失制度の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合
- a 速やかに脱退一時金の受給を行うこと。
- b 資格を喪失した日から1年を経過した時に脱退一時金の受給を行うこと。

<p>⑥ 退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること。</p> <p>また、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から<u>厚生基金</u>又は確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。</p> <p>(2) 企業型確定拠出年金の資格喪失者<u>(連合会移換者(確定拠出年金法第 55 条第 2 項第 6 号に規定する連合会移換者をいう。以下同じ。)となった者を除く。)</u>である場合</p>	<p><u>イ 資格喪失制度が確定給付企業年金である場合</u> 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び(ウ)を選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、<u>連合会若しくは国民年金基金連合会</u>への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。</p> <p>(ア) 速やかに脱退一時金を受給すること。</p> <p>(イ) 速やかに<u>連合会</u>への脱退一時金相当額の移換を行うこと。</p> <p>(ウ) 資格を喪失した日から1年を経過した時に<u>連合会</u>への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。</p> <p>⑥ 退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること。</p> <p>また、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から<u>基金</u>又は確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。</p> <p>(2) 企業型確定拠出年金の資格喪失者である場合 <u>企業型確定拠出年金を実施する事業主は、資格喪失者は資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に確定拠出年金法(平</u></p>
---	--

企業型確定拠出年金を実施する事業主は、以下に掲げる事項を企業型確定拠出年金の資格喪失者に説明すること。(確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第25条第2項、第46条の2第1項、確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)第30条の2第2項)

① 企業型確定拠出年金の資格喪失者は、次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢を有すること。

ア 資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に個人別管理資産の移換を受ける旨の定めがある場合、当該事業所が企業型確定拠出年金を実施している場合又は個人型確定拠出年金の加入者になった場合 確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金若しくは国基連への個人別管理資産の移換及び脱退一時金の受給(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)附則第2条の2又は第3条の規定により脱退一時金を請求できる者に限る。)

イ 資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に再就職した場合であって、再就職先の事業所が確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に個人別管理資産の移換を受ける旨の定めがない場合並びに当該事業所が確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金を実施していない場合又は資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に再就職しなかった場合 次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢

成13年法律第88号)第80条から第82条までの規定により他の企業型確定拠出年金又は国民年金基金連合会へ個人別管理資産を移換する旨の申出をしなければならないこと並びに当該申出をしない場合にあつては、同法第83条の規定により個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換されること、当該移換に係る手数料及び年金資産を運用できず、十分な年金額を確保できなくなること等の取扱について、当該資格喪失者に説明すること。(確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第46条の2)

(ア) 個人型確定拠出年金の加入者又は運用指図者になった場合(既に個人型確定拠出年金の加入者又は運用指図者である場合を含む。) 国基連への個人別管理資産の移換(確定拠出年金法第 82 条の規定による申出を行うことにより移換する場合又は同法第 83 条の規定に基づき申出を行わず移換される場合がある旨を含む。) 及び脱退一時金の受給(確定拠出年金法附則第 2 条の 2 又は第 3 条の規定により脱退一時金を請求できる者に限る。)

(イ) 個人型確定拠出年金に加入しない場合(確定拠出年金の運用指図者である場合を除く。) 国基連への個人別管理資産の連合会移換(確定拠出年金法第 83 条第 1 項の規定により個人別管理資産が国基連に移換されることをいう。以下(イ)において同じ。) (連合会移換者となった場合は、連合会移換に係る手数料を負担する必要があるほか年金資産の運用機会を逸するおそれがあること等の取扱いを併せて説明すること。)

② 通算加入者等期間から控除する期間

確定給付企業年金に個人別管理資産を移換する場合には、当該企業型確定拠出年金の個人別管理資産に係る期間(当該個人別管理資産に厚年基金若しくは確定給付企業年金、企年連又は国基連から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。) は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金に同時に加入す

<p><u>る者であって、企業型確定拠出年金の個人別管理資産のみ確定給付企業年金に移換する場合には、個人型確定拠出年金の加入者期間に影響はないこと。</u></p> <p>③ <u>手数料</u></p> <p>④ <u>確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、企業型確定拠出年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型確定拠出年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。</u></p> <p>(3) <u>連合会移換者となった場合</u></p> <p><u>国基連は、当該連合会移換者に対して年1回以上、定期的に、手数料を負担する必要があるほか年金資産の運用機会を逸するおそれがあること及び個人型確定拠出年金等への資産の移換に関する事項を説明すること。(確定拠出年金法施行令第46条の2第3項又は確定拠出年金法施行規則第66条の4第2項)</u></p> <p>2 <u>厚年基金の加入員の資格又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金の加入者の資格を取得した者(以下「資格取得者」という。)に説明する事項</u></p> <p>(1) <u>厚年基金又は確定給付企業年金の資格取得者である場合</u></p> <p><u>厚年基金又は事業主等は、以下に掲げる事項を資格取得者に説明すること。(廃止前厚生年金基金令第55条の4第2項、確定給付企</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 <u>加入員又は加入者の資格を取得した者(以下「資格取得者」という。)に説明する事項</u></p> <p>(1) <u>基金又は確定給付企業年金の資格取得者である場合</u></p> <p><u>基金又は事業主等は、以下に掲げる事項を資格取得者に説明すること。(厚生年金基金令第55条の2第2項若しくは第4項、確定給</u></p>
---	--

業年金法施行令第 50 条の 4 第 2 項、改正前確定給付企業年金法施行令第 93 条第 2 項若しくは第 4 項、廃止前厚生年金基金規則第 74 条の 3 第 2 項、確定給付企業年金法施行規則第 89 条の 5 第 2 項、改正前確定給付企業年金法施行規則第 142 条第 2 項若しくは第 4 項)

① 厚年基金又は確定給付企業年金の給付に関する事項

給付に関する事項には資格取得者の予想年金額を含むこと。ただし、加入時の年齢及び退職までの期間別に、当該制度におけるモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、加入時の年齢は 5 歳刻みで、退職までの期間は 5 年刻みで示すことが望ましく、また職種別に給付設計が分かれている場合にあつては、職種別のモデルを示すこと。

また、受給権を取得した時に受給権者が複数の選択肢から給付の型、支給開始年齢等を選択できる場合にあつては、最も一般的な選択肢について示せばよいこと。

厚年基金が他の厚年基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合における老齢年金給付の給付に関する事項の説明については、当該権利義務が承継される者に係る当該他の厚年基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更する場合にあつては、その旨を資格取得者へ説明すること。

② 移換申出期限及び当該申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元の企業年金制度、企年連又は国基連（以下「移換元制度」という。）に対して行うこと。た

付企業年金法施行令第 50 条の 4 第 2 項、第 93 条第 2 項若しくは第 4 項、厚生年金基金規則第 74 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項又は確定給付企業年金法施行規則第 89 条の 5 第 2 項、第 142 条第 2 項若しくは第 4 項)

① 基金又は確定給付企業年金の給付に関する事項

給付に関する事項には資格取得者の予想年金額を含むこと。ただし、加入時の年齢及び退職までの期間別に、当該制度におけるモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、加入時の年齢は 5 歳刻みで、退職までの期間は 5 年刻みで示すことが望ましく、また職種別に給付設計が分かれている場合にあつては、職種別のモデルを示すこと。

また、受給権を取得した時に受給権者が複数の選択肢から給付の型、支給開始年齢等を選択できる場合にあつては、最も一般的な選択肢について示せばよいこと。

基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合における老齢年金給付の給付に関する事項の説明については、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更する場合にあつては、その旨を資格取得者へ説明すること。

② 移換申出期限及び当該申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元の基金、確定給付企業年金又は連合会（以下「移換元制度」という。）に対して行うこと。

ただし、企年連から移換を受ける場合において、当該資格取得者が加
入員又は加入者の資格を取得した制度（以下「資格取得制度」と
いう。）があらかじめ企年連へ登録している制度である場合にあって
は、当該資格取得制度に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対
しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名若しくは資産管
理機関名、連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額、年金給付等
積立金若しくは積立金又は個人別管理資産（以下「脱退一時金相当
額等」という。）を移換するために必要な事項について、当該資格
取得者に情報を提供すること。

- ③ 厚年基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は
確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法

当該期間を示す場合は、移換する脱退一時金相当額等の額及び移
換時の年齢別にその期間を示せばよいこととし、必ずしも資格取得
者ごとに具体的な期間を算定する必要はないこと。この場合におい
て、移換する額は少なくとも50万円刻みで、移換時の年齢は5歳
刻みで示すことが望ましいこと。

また、キャッシュバランスプランを実施していること等により、
当該期間を給付の額の算定の基礎となる期間には通算しない場合
であっても、老齢年金給付又は老齢給付金等の受給権の有無の判断
に使用する期間には通算する必要があるため、当該期間を資格取得
者に説明する必要があること。

- ④ （略）

ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該資格取得者が
加入員又は加入者の資格を取得した制度（以下「資格取得制度」と
いう。）があらかじめ連合会へ登録している制度である場合にあって
は、当該資格取得制度に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対
しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名、連絡先等、移
換元制度が脱退一時金相当額又は年金給付等積立金若しくは積立
金（以下「脱退一時金相当額等」という。）を移換するために必要
な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

- ③ 基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は確定
給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法

当該期間を示す場合は、移換する脱退一時金相当額等の額及び移
換時の年齢別にその期間を示せばよいこととし、必ずしも資格取得
者ごとに具体的な期間を算定する必要はないこと。この場合におい
て、移換する額は少なくとも50万円刻みで、移換時の年齢は5歳
刻みで示すことが望ましいこと。

また、キャッシュバランスプランを実施していること等により、
当該期間を給付の額の算定の基礎となる期間には通算しない場合
であっても、老齢年金給付又は老齢給付金等の受給権の有無の判断
に使用する期間には通算する必要があるため、当該期間を資格取得
者に説明する必要があること。

- ④ （略）

⑤ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた企年連を含む。）から厚年基金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

⑥ （略）

(2) 確定拠出年金の資格取得者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び国基連は、次に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（確定拠出年金法施行令第25条第1項（同令第38条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は確定拠出年金法施行規則第30条の2第1項（同令第59条第2項の規定により準用する場合を含む。））

① （略）

② 移換申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元制度に対して行うこと。ただし、企年連から移換を受ける場合において、当該事業主又は国基連があらかじめ企年連へ登録している場合にあつては、当該事業主又は国基連に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、企業型記録関連運営管理機関名等、移換元制度が脱退一時金相当額等を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

⑤ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。）から基金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

⑥ （略）

(2) 確定拠出年金の資格取得者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び国民年金基金連合会は、次に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（確定拠出年金法施行令第25条（同令第38条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第30条の2（同令第59条第2項の規定により準用する場合を含む。））

① （略）

② 通算加入者等期間に算入する期間及び移換申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元制度に対して行うこと。ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該事業主又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会へ登録している場合にあつては、当該事業主又は国民年金基金連合会に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、企業型記録関連運営管理機関名等、移換元制度が脱退一時金相当額等を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

<p>③ <u>通算加入者等期間に算入する期間</u> <u>資格取得者が記録のみ有する者（確定拠出年金法施行規則第 15 条の 2 又は第 56 条の 2 に規定する記録のみ有する者をいう。）である場合にあっては、当該資格取得者が新たに加入者の資格を取得した確定拠出年金の記録関連運営管理機関等に対して、過去に加入していた確定拠出年金を実施する事業主（企業型確定拠出年金の場合に限る。）及び当該確定拠出年金の記録関連運営管理機関等の名称及び住所（記録関連運営管理機関がないときは、その旨）、又は連合会移換者であった場合にあっては、その旨を記載した届出書を提出することにより、過去に加入していた確定拠出年金に係る加入者等期間の記録を通算するよう一括管理の申出ができること。</u> <u>ただし、移換等により個人別管理資産がなくなった日から起算して 10 年を経過した日以後は、原則としてそれ以前の加入者等期間を通算することはできないこと。</u></p> <p>④ 手数料</p> <p>⑤ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた<u>企年連</u>を含む。）から確定拠出年金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。</p> <p>3 <u>企年連</u>が中途脱退者に説明する事項 <u>企年連は、中途脱退者の求めがあったときは、以下に掲げる事項を中途脱退者に説明すること。（平成 26 年経過措置政令第 59 条又は平成</u></p>	<p>(新設)</p> <p>③ 手数料</p> <p>④ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた<u>連合会</u>を含む。）から確定拠出年金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。</p> <p>3 <u>連合会</u>が中途脱退者に説明する事項 <u>連合会は、中途脱退者の求めがあったときは、以下に掲げる事項を中途脱退者に説明すること。（厚生年金基金令第 55 条の 2 第 3 項、確</u></p>
--	--

26 年整備等省令第 54 条)

(1) 企年連の給付に関する事項

給付に関する事項には中途脱退者の予想年金額を含むこと。ただし、移換時の年齢別にモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも中途脱退者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

(2)・(3) (略)

第3 脱退一時金相当額等の算定基礎期間について

1 厚年基金又は確定給付企業年金において、他の企業年金制度、企年連又は国基連へ引き継ぐ脱退一時金相当額の算定基礎期間を算定する際は、以下の取扱とすること。

①・② (略)

2 厚年基金又は確定給付企業年金（以下この号において「直前制度」という。）から他の確定給付企業年金の資産管理運用機関等、確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国基連へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合（直前制度が厚年基金の場合にあっては、確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換する場合に限る。）において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る他の厚年基金若しくは確定給付企業年金又は確定拠出年金（以下この号において「従前制度」という。）の脱退一時金相当額等の移換を受けていた場合であって、当該脱退一時金相当額等の算定基

定給付企業年金法施行令第 65 条の 7 第 2 項、厚生年金基金規則第 74 条の 2 第 3 項又は確定給付企業年金法施行規則第 104 条の 4 第 2 項)

(1) 連合会の給付に関する事項

給付に関する事項には中途脱退者の予想年金額を含むこと。ただし、移換時の年齢別にモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも中途脱退者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

(2)・(3) (略)

第3 脱退一時金相当額の算定基礎期間について

1 基金又は確定給付企業年金において、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ引き継ぐ脱退一時金相当額の算定基礎期間を算定する際は、以下の取扱とすること。

①・② (略)

2 基金又は確定給付企業年金（以下この号において「直前制度」という。）から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る他の基金又は確定給付企業年金（以下この号において「従前制度」という。）の脱退一時金相当額の移換を受けていた場合にあつては、従前制度における脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ提出すること。

<p><u>礎期間（個人別管理資産の算定の基礎となった期間を含む。以下この号において同じ。）の開始日及び終了日の確認が必要な場合</u>にあっては、従前制度における<u>脱退一時金相当額等の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度から他の確定給付企業年金の資産管理運用機関等、確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国基連へ提出すること。</u></p> <p><u>3 確定給付企業年金が確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国基連から個人別管理資産額の算定の基礎となった期間の開始月及び終了月の提出を受ける場合</u>にあっては、<u>確定給付企業年金は当該資格取得者に当該期間の開始日及び終了日の確認を行うことにより加入者期間を把握すること。</u></p> <p>第4 <u>企年連から企業年金制度へ積立金を移換する場合の申出等</u>について</p> <p>1 <u>企年連から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国基連へ移換する場合</u>であって、当該企業年金制度又は国基連があらかじめ企年連に登録している場合にあっては、<u>中途脱退者等（平成25年改正法附則第55条第1項に規定する老齢基金中途脱退者等及び平成25年改正法附則第57条第1項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）は当該企業年金制度又は国基連に対して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国基連から企年連へ移換の申出を行うこと。</u></p> <p>2 <u>企年連から確定給付企業年金の資産管理運用機関等、確定拠出年金</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第4 <u>連合会から企業年金制度へ積立金を移換場合の申出</u>について</p> <p><u>連合会から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国民年金基金連合会へ移換する場合</u>であって、当該企業年金制度又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会に登録している場合にあっては、<u>中途脱退者等（法第165条第1項及び確定給付企業年金法第115条の4第1項の中途脱退者等をいう。以下同じ。）は当該企業年金制度又は国民年金基金連合会に対して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国民年金基金連合会から連合会へ移換の申出を行うこと。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

の企業型記録関連運営管理機関等又は国基連へ中途脱退者等に係る積立金を移換する場合において、企年連が、当該中途脱退者等に係る厚年基金又は確定給付企業年金の脱退一時金相当額の移換を受けていた場合であって、当該脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日の確認が必要な場合にあつては、当該脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者等が企年連へ申し出、これを企年連から確定給付企業年金の資産管理運用機関等、確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国基連へ提出すること。

第5 その他

- 1 厚年基金又は確定給付企業年金が他の企業年金制度、企年連又は国基連から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。

特定する場合において、当該移換元制度の中途脱退者のうち移換先制度の再加入者に限ることとする等、あらかじめその基準が明確になっている場合であつて合理的である場合に限り、移換元制度に脱退一時金相当額等がある者のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。

また、厚年基金が当該厚年基金の再加入者（平成25年改正法の施行日以前において企年連に老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転した者に限る。以下この号において同じ。）についてのみの老齢年金給付の支給に関する権利義務を企年連から承継することとする場合であ

第5 その他

- 1 基金又は確定給付企業年金が他の基金、確定給付企業年金又は連合会から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。

特定する場合において、当該移換元制度の中途脱退者のうち移換先制度の再加入者に限ることとする等、あらかじめその基準が明確になっている場合であつて合理的である場合に限り、移換元制度の中途脱退者のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。

また、基金が当該基金の再加入者についてのみの老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会から承継することとする場合であつて、連合会が当該再加入者に係る当該基金以外の他の基金の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合にあつては、当該基金及び連合

<p>って、<u>企年連</u>が当該再加入者に係る当該<u>厚年基金</u>以外の他の<u>厚年基金</u>の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合にあっては、当該<u>厚年基金</u>及び<u>企年連</u>の規約で定めるところにより、当該<u>厚年基金</u>に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務のみを承継することとすることができること。この場合にあっては、<u>平成 25 年改正法附則第 53 条第 5 項</u>に規定する年金給付等積立金の移換を受けることとする場合は、当該他の<u>厚年基金</u>に係る部分も併せて移換を受ける必要があること。</p> <p>2 次に掲げる場合にあっては移換元制度から支給が行われること。</p> <p>(1) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者（確定拠出年金の資格喪失者を含む。（2）において同じ。）又は中途脱退者等が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合</u></p> <p>(3) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、厚年基金の中途脱退者又は中途脱退者等が老齢年金給付の受給権を取得した場合</u></p> <p>(4) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、確定給付企業年金の中途脱退者が老齢給付金の受給権を取得した場合</u></p> <p>(5) <u>年金給付等積立金の移換を終了しない間に、移換先の厚年基金が将来返上基金になった場合</u></p> <p>3 <u>確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 30 年 5 月 1 日。以下</u></p>	<p><u>会</u>の規約で定めるところにより、当該<u>基金</u>に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務のみを承継することとすることができること。この場合にあっては、<u>法第 165 条第 5 項</u>に規定する年金給付等積立金の移換を受けることとする場合は、当該他の<u>基金</u>に係る部分も併せて移換を受ける必要があること。</p> <p>2 次に掲げる場合にあっては移換元制度から支給が行われること。</p> <p>(1) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者又は中途脱退者等が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>脱退一時金相当額又は年金給付等積立金の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合</u></p> <p>(3) <u>脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、基金の中途脱退者又は中途脱退者等が老齢年金給付の受給権を取得した場合（新設）</u></p> <p>(4) <u>年金給付等積立金の移換を終了しない間に、移換先の基金が将来返上基金になった場合（新設）</u></p>
---	--

この号において「施行日」という。) 前1年間に資格喪失した確定給付企業年金の加入者であった者であって、当該確定給付企業年金の脱退一時金(確定給付企業年金法第41条第2項第2号に規定する脱退一時金に限る。)を繰り下げている者にあつては、施行日以後は新たに確定給付企業年金の中途脱退者となり、前記第2の1(1)③の選択肢を有することとなることに留意すること。この場合において、当該者に対し前記第2の1(1)に定める事項について説明すること。

(削る)

第6 経過措置

1 平成16年改正法の施行に伴い、全ての基金、確定給付企業年金又は確定拠出年金において規約の改正が必要になる事項は次のとおりであること。

(1) 基金の中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換等については、以下のとおりであること。

① 当該基金の規約に基づき、連合会へ脱退一時金相当額の移換をする者である場合

ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は当該支給又は移換を行うこと。

イ 移換申出期限内に他の基金又は連合会への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと又は連合会への脱退一時金相当額の移換を

	<p><u>行うこと。</u></p> <p><u>ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の支給を行うこと。</u></p> <p><u>② ①に掲げる者以外のものであって、当該基金の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合</u></p> <p><u>ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は当該支給又は移換を行うこと。</u></p> <p><u>イ 移換申出期限内に他の基金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに脱退一時金の支給を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 基金の再加入者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の連合会からの承継については、一律に承継せず、基金の規約により、本人の申出を受けて行うこととすること。</u></p> <p><u>(3) 中途脱退者の申出により、基金から他の企業年金制度若しくは国民年金基金連合会又は確定給付企業年金から他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換する規定を設けること。</u></p> <p><u>(4) 確定拠出年金法第 54 条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金相当</u></p>
--	---

	<p><u>額等の移換に伴い必要な規定を設けること。</u></p> <p><u>(5) 「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改めること。</u></p> <p><u>2 1に掲げる改正事項に係る規約変更の手続が施行日に間に合わない場合にあっては、以下の取扱とすること。なお、この場合においても、遅くとも平成 18 年 9 月までに規約変更の認可又は承認の申請をすること。</u></p> <p><u>(1) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、1の(1)のとおり取り扱うこと。</u></p> <p><u>(2) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、再加入者の老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から自動的に承継することはできないこと。</u></p> <p><u>(3) 基金又は確定給付企業年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者の申出があった場合は、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換すること（他の基金又は確定給付企業年金へ移換する場合は、当該他の基金又は確定給付企業年金の規約において脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限る。）。</u></p> <p><u>(4) 確定拠出年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者等の申出があった場合は、確定拠出年金は脱退一時金相当額等の移換を受けること。</u></p> <p><u>(5) 変更前の規約の定めにかかわらず、「厚生年金基金連合会」とあるのは「企業年金連合会」として取り扱うこと。</u></p>
--	---

	<p><u>3 基金の規約の定めにかかわらず、施行日前に既に基金の再加入者となっている者（以下「既再加入者」という。）が、施行日後に再び当該基金の加入員の資格を喪失した時（中途脱退者である場合に限る。）は、当該基金が厚生年金基金連合会から承継した基本加算年金額に相当する部分及び一時金たる給付については、厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）第2の4の（4）③の規定にかかわらず脱退一時金として支給し、又は当該既再加入者の申出により他の企業型年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ移換すること。</u></p>
--	---